

第 6 回
大野郡 5 町 2 村合併協議会
議事録

(平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日 13:30 ~ 17:35)

第6回大野郡5町2村合併協議会議事録

開催日時	平成15年12月25日(木)午後1時30分～午後5時35分	
開催場所	大原総合体育館2階研修室	
出席者	別紙名簿	
経過報告	(経過報告)	
議 事	<p>報告事項</p> <p>報告第17号 大野郡5町2村合併協議会専門部会規程の一部改正について</p> <p>協議事項 (継続協議)</p> <p>協議第6号 新市の事務所の位置について 「協定項目第4号」</p> <p>協議第7号 議員の定数及び任期の取扱いについて 「協定項目第6号」</p> <p>協議第8号 慣行の取扱いについて 「協定項目第20号」</p> <p>協議第10号 男女共同参画の取扱いについて 「協定項目第22号」</p> <p>(新規協議)</p> <p>協議第11号 地方税の取扱いについて 「協定項目第8号」</p> <p>協議第12号 一般職員の身分の取扱いについて 「協定項目第9号」</p> <p>提案事項</p> <p>協議第9号 町名・字名の取扱いについて(再提案) 「協定項目第19号-2」</p> <p>協議第13号 財産の取扱いについて 「協定項目第5号」</p> <p>協議第14号 特別職の身分の取扱いについて 「協定項目第12号」</p> <p>協議第15号 条例・規則等の取扱いについて 「協定項目第13号」</p> <p>協議第16号 事務組織及び機構の取扱いについて 「協定項目第14号」</p> <p>協議第17号 一部事務組合等の取扱いについて(その1) 「協定項目第15号」</p> <p>協議第18号 国民健康保険事業の取扱いについて 「協定項目第24号」</p> <p>協議第19号 介護保険事業の取扱いについて 「協定項目第25号」</p> <p>協議第20号 衛生事業の取扱いについて 「協定項目第30号」</p> <p>協議第21号 環境対策事業の取扱いについて 「協定項目第40号」</p> <p>協議第22号 社会福祉協議会の取扱いについて(その1) 「協定項目第49号」</p> <p>協議第23号 学校教育事業の取扱いについて(その1) 「協定項目第46号」</p> <p>その他 第6回大野郡5町2村合併協議会の日程について 大野郡5町2村の財政状況について 今後のスケジュールについて</p>	
議 長	大野郡5町2村合併協議会 会長 芦刈 幸雄	

日 時：平成15年12月25日(木) 午後1時30分
場 所：三重町大原総合体育館 2階 研修室

会 議 次 第

委嘱状交付

1. 開会あいさつ
2. 会長あいさつ
3. 経過の報告
4. 議事録署名人の指名について

() ()

5. 議事

報 告

報告第17号 大野郡5町2村合併協議会専門部会規程の一部改正について

協 議

< 継続協議 >

協議第6号 新市の事務所の位置について	「協定項目第4号」
協議第7号 議員の定数及び任期の取扱いについて	「協定項目第6号」
協議第8号 慣行の取扱いについて	「協定項目第20号」
協議第10号 男女共同参画の取扱いについて	「協定項目第22号」

< 新規協議 >

協議第11号 地方税の取扱いについて	「協定項目第8号」
協議第12号 一般職の職員の身分の取扱いについて	「協定項目第9号」

提 案

協議第9号 町名・字名の取扱いについて(再提案)	「協定項目第19号-2」
協議第13号 財産の取扱いについて	「協定項目第5号」
協議第14号 特別職の身分の取扱いについて	「協定項目第12号」
協議第15号 条例・規則等の取扱いについて	「協定項目第13号」
協議第16号 事務組織及び機構の取扱いについて	「協定項目第14号」
協議第17号 一部事務組合等の取扱いについて(その1)	「協定項目第15号」
協議第18号 国民健康保険事業の取扱いについて	「協定項目第24号」
協議第19号 介護保険事業の取扱いについて	「協定項目第25号」
協議第20号 衛生事業の取扱いについて	「協定項目第30号」
協議第21号 環境対策事業の取扱いについて	「協定項目第40号」
協議第22号 社会福祉協議会の取扱いについて(その1)	「協定項目第49号」
協議第23号 学校教育事業の取扱いについて(その1)	「協定項目第46号」

その他

大野郡5町2村の財政状況について

今後のスケジュールについて

6. 閉会あいさつ

第6回大野郡5町2村合併協議会出席者名簿（平成15年12月25日開催）

町村名	職名	氏名	備考
三重町	三重町長	芦 刈 幸 雄	会長
	三重町議会議長	生 野 照 雄	
	三重町新市まちづくり委員会委員長	小 野 幸 義	
清川村	清川村長	森 健 一	監事
	清川村議会議長	森 義 光	
	清川村新市まちづくり委員長	衛 藤 康 晴	
緒方町	緒方町長	山 中 博	副会長
	緒方町議会議長	伊 藤 憲 義	
	緒方町新市まちづくり委員会委員長	大 塚 尊 俊	
朝地町	朝地町長	羽田野 昭太郎	
	朝地町議会議長	浅 野 益 美	
	朝地町新市まちづくり委員会委員長	森 憲 一	
大野町	大野町長	佐 伯 和 光	
	大野町議会議長	清 田 満 作	監事
	大野町新市まちづくり委員会委員長	城 井 学	
千歳村	千歳村長	阿 南 宏	
	千歳村議会議長	高 野 健 治	副会長
	千歳村新市まちづくり委員会委員長	宮 成 三 生	
犬飼町	犬飼町長	山 村 昭 三	
	犬飼町議会議長	白 石 良 安	
	犬飼町新市まちづくり委員会委員長	佐 藤 忠 憲	
大分県	大野地方振興局長	林 満 男	
事務局	局長	赤 嶺 信 武	
	次長	倉 原 浩 志	
		田 北 厚 生	総務班
		江 藤 喜 啓	企画部会
		和 田 裕 之	産業部会
	局員	佐 保 正 幸	総務部会
		後 藤 将 彰	
		清 水 康 士	企画部会
		内 田 健 児	民生部会
		関 谷 隆 一	
		衛 藤 成 史	文教部会
		佐 藤 浩	
		衛 藤 恒 範	産業部会
		隈田原 勇 次	建設部会
首 藤 英 治	総務班		

司会（赤嶺事務局長）

皆さんこんにちは。定刻になりました。会議に先立ちまして、委嘱状の交付をさせていただきます。朝地町議会議長 浅野益美様、前のほうにお越しいただきしたいと思います。

芦刈会長

それでは私のほうから委嘱状の交付をしたいと思います。

《委嘱状》

朝地町議会議長浅野益美様、あなたを大野郡5町2村の合併協議会の委員に委嘱します。
平成15年12月25日大野郡5町2村合併協議会会長芦刈幸雄。
どうぞよろしくお願いします。（拍手）

司会（赤嶺事務局長）

ありがとうございました。新たに委員に就任されました浅野様から一言ごあいさつをいただきしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

浅野委員（朝地町議会議長）

皆さんこんにちは。せんだっての議会構成で議長に就任いたしました。大野郡5町2村合併協議会、非常に厳しいこの状況に議長という役をいただきまして、私も精一杯大野郡のこれからの5町2村の輝かしい合併に向けて精一杯勉強させていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

司会（赤嶺事務局長）

ありがとうございました。それでは開会をいたしまして、規約第10条第1項によりまして、本日の会議は成立しておりますことをご報告いたします。早速会議の次第に入らせていただきしたいと思います。まず開会あいさつを山中副会長お願いします。

山中副会長

こんにちは。大変年末でお忙しい中お集まりいただきまして感謝を申し上げます。それではただいまから第6回の大野郡5町2村の合併協議会を開会いたします。どうぞよろしくお願いします。

司会（赤嶺事務局長）

ありがとうございました。続きまして、会長あいさつを芦刈会長よろしくお願いします。

芦刈会長

はい、皆さんこんにちは。大野郡5町2村合併協議会の第6回の開催にあたりまして、私のほうから一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

先ほど委嘱状の交付をさせていただきましたが、浅野議長さんには、このたびの朝地町議会議員選挙におきまして、見事に当選をされまして、議会議長に就任をいただきましたことに対しまして心からお喜びを申し上げます。これから5町2村の合併の推進に向けまして、ご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

本日は町村長さん、それから議長さん、新市まちづくり委員長の皆様方には年末を控えまして大変ご多忙な中を第6回の協議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ました。本日の会議におきましては、協議項目といたしまして、継続協議 4 項目、それから、新規協議 2 項目、計 6 項目そして 12 項目のご提案を申し上げますが、どうかご協議をいただけますよう申し上げます、簡単ではございますが開会に先立ちましてごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

司会（赤嶺事務局長）

はい、ありがとうございます。それでは本日お配りしてあります資料のご確認をしたいと思ひます。冊子にしてあります「資料の 1」と書いてあります第 6 回会議資料、そして協議事項というこの A 4 版の冊子が 1 部、それから「資料 3」といたしまして協定項目にかかわる協議事項調整内容という資料、これは A 3 版の資料ともうひとつ大野郡 5 町 2 村の財政状況という資料をお配りしてあるかと思ひます。もし不足されています方は事務局まで言っていただきたいと思ひます。

それから本日は随行の町村職員の方に机をとという要望がありましたが、大変会場が狭いために机が出せませんでした。次回から会場が持ち回りいたしますので、次回から机を準備させていただきますので、ご了承いただきたいと思ひます。

それでは続きまして、経過報告をさせていただきます。このレジメの資料 1 の 1 ページをご覧くださいと思ひます。12 月 9 日に第 5 回の協議会を行っております。内容は報告と協議ということでご提案をしております。12 月の 12 日、教育長会を行っております。この教育長会では規約の中に教育長会のかかわりがございません。教育長会のほうから合併母体に対する色々な要望等出させてほしいという要望をいただいております、位置付けについて確認をしたところでありまして、教育長会につきましては文教の専門部会で協議したことを一度教育長会に諮ってもらい、そして教育長会の意見を付して幹事会にあげると、いわばオブザーバー的な位置付けという形になろうかと思ひますが、そういうことで教育長会にもご了承いただき、町村長連絡会にもご報告をし、幹事会にもそれぞれご報告をしご了承いただいております。

続きまして 2 ページであります、12 月 18 日に第 5 回の幹事会を行っております。本日ご提案を予定しております協定項目についての協議を行っております。12 月 20 日に町村連絡会を行っております。以下各専門部会それからプロジェクト会議等をそれぞれ開催してきたところでありまして、以上で重要なところの経過報告であります。

続きまして、次第の 4 以降については規約第 10 条により会長が議長を務めることになっておりますので会長よろしくお願ひします。

芦刈会長

それでは会議の議事を努めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

まず、4 番議事録署名人の指名についてにでございますが、犬飼町長の山村委員さんとそれから清川村新市まちづくり委員長の衛藤委員さんにお願ひをしたいというふうにお願ひしておりますが、ご異議はございませんか。

委員

異議なし。

芦刈会長

はい、ありがとうございます。それではお二人の方よろしくお願ひをいたします。それでは早速議事に入らせていただきます。

まず、報告第 17 号大野郡 5 町 2 村の合併協議会専門部会規程の一部改正について事務局の方から説明をお願ひします。

事務局田北

総務班の田北といいます。よろしくお願ひします。「資料1」って書いてある資料の3ページ、4ページ、5ページに載せてあります。

報告第17号大野郡5町2村の合併協議会専門部会規程の一部改正について、規程の一部を次のように改正します。別表を4、5ページに載せてあります。改正前の氏名の欄をのけてきて改正後は職名のみということで今回改正させていただきます。

この規定は平成15年12月1日から施行するということです。以上報告です。

芦刈会長

はい、ただいま報告第17号大野郡5町2村の合併協議会専門部会規程の一部改正についてということでご報告申し上げましたが、このことにつきまして何か質問ご意見等ございましたらお受けしたいと思いますが、ございませんか。

委員

なし。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。それでは報告事項につきましてはこれで終わらせていただきます。

続きまして、協議に入ります。協定項目案の協議に入りたいというふうに思っておりますが、協議第6号新市の事務所の位置について事務局、提案内容を読み上げていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

赤嶺事務局長

このことにつきましては12月9日の合併協議会で再度皆様方に資料をお渡ししておりますので、A4の資料についてご説明をしたいというふうに思ひます。読み上げたいと思ひます。新市の事務所の位置、新市の事務所は三重町に置く。大野郡5町2村の合併を目指す平成17年3月31日までには新庁舎の建設が不可能であることから、当面は現三重町役場庁舎を新市の事務所とする。

芦刈会長

ちょっと待ってください資料が。

事務局

資料は前回お配りした資料であります、12月9日の資料であります。

芦刈会長

ちょっと休憩します。

(休憩)

赤嶺事務局長

資料お持ちでない方いらっしゃいますか。すいません、お願ひですが前提案をしている資料につきましては改めて協議確認の場ではお配りいたしませんので、前提案をしております資料につきましては必ず協議確認をする場にお持ちいただくようにどうぞよろしくお願ひします。事務局としてもどれを配ったのかわからなくなりますので、どうぞよろしく

お願いします。

芦刈会長

それでは協議第6号新市の事務所の位置についてご説明します。

赤嶺事務局長

それではよろしいでしょうか、A4の資料について読み上げます。新市の事務所の位置四角の中だけ読み上げます。新市の事務所は三重町に置く。大野郡5町2村が合併を目指す平成17年3月31日までは新庁舎の建設が不可能であることから当面は現三重町役場庁舎を新市の事務所とする。新市の事務所については本庁方式とするが、現三重町役場庁舎は老朽化しており、本庁機能をすべて備えることはきわめて困難であるため新庁舎完成までのおよそ5年間は暫定的な本庁方式（実質総合支所方式）採用する。新庁舎の建設候補地については小委員会を設置し、専門的具体的に調査、検討する。小委員会の報告を待って協議会で最終決定する。以上であります。

芦刈会長

はい、協議項目につきましては、それぞれの町村におきまして新市まちづくり委員会等でご協議をいただいたことというふうに存じますが、このことにつきましてただいま説明を申しました協議第6号新市の事務所の位置についてご質問ご意見等ございましたらお受けしたいと思いますが、どうぞよろしくお願いします。はい、どうぞ。

羽田野朝地町長

朝地町であります。基本的にこれで私はいいと思います。ただこの中に支所機能の充実ということをつけ加えていただきたいというふうに思います。私も16日に新市まちづくり委員の委員長も来ておりますが、委員会をいたしました。その中で朝地町というのは、もし本庁を三重町というふうにするということになりますと一番端になるわけでありますから、住民サービスはどうかというのが住民のほとんどの方の不安材料です。それを解消するために、支所機能の充実ということをつたえていただきたいと思っております。案といたしましては3番目の一番最後の行でございますが、「採用する」を「採用し、以降にその後も住民サービスの維持向上を図るため支所機能の充実に努めるものとする。」ということを入れていただきたいというふうに思っているところでございます。ご検討いただきたいと思います。

芦刈会長

はい、ただいま朝地の町長さんから「採用する」の以降に「採用し、」ということで、支所機能の充実とつけ加えていただきたいというご意見がございましたが、委員の皆様方がでしょうか。はい、どうぞ。

委員

今の意見に賛成します。

芦刈会長

はい、ただいま清川村長さんとそれから犬飼町長さんから朝地町の町長の意見に賛成をしますというご意見でございますが。

委員

異議ありません。

芦刈会長

異議ありませんか。

委員

なし

芦刈会長

それではこのことについては一部修正ということになりますが、この支所機能の充実と
いうことを挿入する、ということで賛成の方は挙手をお願いします。はい、全員の挙手と
いうことでこれについてはただいまのことを挿入するということで、一部修正というこ
とで決定をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

はい、では事務局の方から文言の確認だけさせていただきます。

赤嶺事務局長

それでは今のご提案での文言の確認をしたいと思いますが、暫定的な本庁方式（実質
総合支所方式）を採用し、その後も住民サービスの維持向上を目指すため支所機能を充実
する。ということによろしいですね。はい。

芦刈会長

はい、その他ご意見ございませんか。はい、意見が無いようでございますからただいま
の朝地町長さんの出されましたことで一部修正ということについてこれで決定をさせてい
ただきます。ありがとうございました。

続きまして、協議第7号議員の定数及び任期の取扱いについて を議題といたします。
事務局説明をお願いします。

赤嶺事務局長

それでは議員の定数及び任期の取扱いについてということで、協議第7号 の中をまた
読み上げます。議員の定数及び任期の取扱いについて、 議員の定数及び任期の取扱いに
ついては小委員会を設置し具体的に調査検討する。 小委員会の報告をまって協議会で最
終決定する。以上であります。

芦刈会長

はい、ただいま第7号議員の定数及び任期の取扱いについて事務局の方から説明があり
ましたが、何か質問ご意見等ございましたらお受けしたいと思いますが、ございませんか。
はい。

朝地町町長

これもうちの委員会で議論したのですが、当然まあ小委員会これは結構でございます。
要望として定数特例を採用し、小選挙区制とするについては小委員会で協議をしてほしい
というようなことの議論をいたしましたので、そのことにつきましては今回の小委員会の
なかで十分にそれを反映した議論をしてほしいと思います。ただこれは他の町との兼ね合
いもありますので、朝地町としてはそういう方向で議論をしたということの経過について
ご報告しておきたいと思います。

芦刈会長

はい。

大塚緒方町新市まちづくり委員長

今の朝地町のご意見と緒方町まちづくり委員会も全く同じ意見が出ましたのでご報告申し上げます。

芦刈会長

はい、ただいま朝地町長さんと、緒方町の新市まちづくり委員長さんから要望ということで出されましたが、このことについてはまた小委員会でこの要望事項を加味しながら議論をいただきたいという要望ということで捉えさせていただいてよろしいでしょうか。はい、どうぞ。

犬飼町議長

犬飼町の副議長です。代理で出席をさせていただきました。犬飼町におきましても今のお二方の意見と同じでございます。よろしく申し上げます。

芦刈会長

はい、犬飼の副議長さんからも同様の要望ということで意見をいただきました。その他ございませんか。はい。

千歳村長

千歳もそういう意見が出ています。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。三重の議長さん。

三重町議長

三重町もほとんど同様でございます。新市まちづくり委員会の中ではやはり在任特例を使わない方法でひとつ検討していただきたい、小委員会を設置し協議会で検討すべきではないかとの意見も出ております。それと議会の特別委員会のほうでは、原案のとおり承認されてわけでございますけども、小委員会の検討の結果を深く関係町村に示し、関係町村で検討した上で協議会で結論を出していただきたいとのことございまして小委員会の委員構成の件についてどうなったのかというような意見も出ております。

芦刈会長

はい、意見と要望ということで、とらえさせていただきました。それぞれの議長さん町村長さん、新市まちづくり委員長さんから要望ということで意見が出されましたが、その他ご意見ございませんか。それではこの本文についてはこのまま原案通りということで決定をしたいと思います、このことについて原案通りということで、挙手をお願いしたいと思います。はい、挙手満了であります。本文についてはこのことで決定をさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

それではただいま三重の議長さんからも出されましたが、小委員会の構成につきましてこちらのほうは事務局案といたしましては、各町村の議長さんそれから新市まちづくり委員の委員長さんということで、14名で構成をしたいという案でございますが、いかがでございますでしょうか。提案を申し上げましてそれぞれの町村の委員さんでご協議をいただきたいと思っております。ここで10分ほど休憩をさせていただきます。2時5分までよろしく申し上げます。

(休憩)

芦刈会長

はい、それでは会議を再開させていただきます。ただいま休憩中にそれぞれの町村の委員さんでご協議をされたと思いますが、順次ご報告をいただきたいと思いますが、まず三重町。

三重町

三重町は事務局案に賛成でございます。

芦刈会長

ありがとうございました。続いて清川村さん。

清川村

清川村も同様であります。

芦刈会長

続いて緒方町。

緒方町

緒方町も同様でございますが、小議会の中に学識経験者を2、3名入れたらどうかというふうな話もあります。以上。

芦刈会長

はい、話もありましたと言いましたが、今、小委員会の構成についてこちらの案としては議長さんと新市まちづくり委員さんの14名でお願いしたので、案としてご協議いただきたいということをお願いしましたが、そのことについてまあ意見が出たということですが、決定についてはこのことではいかがでしょうか。

緒方町

はい。このことについてはそれで承認をいたします。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。続いて朝地町さん。

朝地町

朝地町は事務局案と同じく議長・委員長ということで賛成です。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。続いて大野町。

大野町

提案をされている案で結構です。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。続いて千歳村さん。

千歳村

はい、千歳村も事務局案で結構です。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。続いて犬飼町さん。

犬飼町

案どおりで結構です。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。ただいま小委員会の構成につきまして、それぞれの関係町村の委員さんからご報告がありました。構成につきましては、各町村の議長さんと新市まちづくり委員さんということにしたいというふうに思っております。このことにつきましてはこのようなことで決定をさせていただきます。ありがとうございました。

はい、続きまして協議第 8 号に移りたいと思います。協議第 8 号を議題とします。「慣行の取扱いについて」事務局説明をお願いします。

赤嶺事務局長

それでは協議第 8 号慣行の取扱いについて読み上げます。A 4 の資料の 3 ページをご覧くださいと思います。慣行の取扱い市章、市木、市花、憲章等については新市において速やかに定める。2、宣言については現行の宣言を尊重し、新市において新たに定める。3、慣例の各種行事については原則として現行の通りとするが、新市において調整する。4、表彰については新市に移行後速やかに制度化を図る。以上であります。

芦刈会長

はい、ただいま協議第 8 号「慣行の取扱いについて」事務局の方から説明を申し上げましたが、このことについて、意見、質問等ございましたらお受けしたいと思います。ありがとうございます。原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。はい、挙手満場であります。決定をさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、協議第 10 号を議題としたいと思います。協議第 10 号「男女共同参画の取扱いについて」事務局説明をお願いします。

赤嶺事務局長

これも前回お配りしております資料の 5 ページをご覧くださいと思います。男女共同参画の取扱いについて、男女共同参画社会実現に向け、合併後速やかに条例の制定、計画の策定及び事業の推進に努める。以上であります。

芦刈会長

はい、ただいま協議第 10 号男女共同参画の取扱いについて説明を申し上げましたが、何か質問ご意見等ございましたらお受けしたいと思います。

委員

ありません。

芦刈会長

ありがとうございます。はい、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございました。挙手満場でございます。決定をさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、協議第 11 号を議題にしたいと思います。協議第 11 号「地方税の取扱いについて」事務局説明をお願いします。

事務局

ここから前回提案をしたものでありまして、新規協議と書いてあるところでありまして、前回 2 種類配りました A 4 の冊子をお配りしてありまして、そのうちの協議第 11 号、1 ページであります。地方税の取扱いについて、大野郡 5 町 2 村で差異のある税については次のように取り扱うものとする。個人町村民税の納期については地方税法及び市町村税条例準則の定める納期による。法人町村民税の税率については地方税法 314 条の 6 により 100 分の 12.3 とする。三重町の課税標準の特例については新市において不均一課税として設ける。固定資産税の納期については地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。新市の土地評価の方法については路線価式評価法及びその他宅地評価法とする。軽自動車税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。ナンバープレート再交付弁償金については三重町の例による。臨時運行許可事務及び手数料については、三重町、大野町、千歳村、犬飼町の例による。特別土地保有税の免税店については 5,000 m²とする。入湯税については新市においても設ける。都市計画税については新市においても設ける。納期前納付に対する報奨金の交付率は 100 分の 0.5 とする。納付前納付に対する報奨金の対象となる納期については三重町、大野町の例による。納付前納付に対する報奨金の交付限度額は三重町の例による。納税組合制度納税組合助成金については合併時に廃止する。納税通知の方法（個人町村民税、固定資産税、軽自動車税）については新市において自治会長（仮称）の公務として行う。納税方法については、口座振替制度を採用する。以上であります。

芦刈会長

はい、ただいま協議第 11 号地方税の取扱いについて事務局のほうから説明を申し上げましたが、何かご意見、質問等ございましたらお受けしたいと思いますが。犬飼町さん。

犬飼町長

固定資産税の件でございますが、犬飼町は地積調査がすべて終わっております。そういう関係で今までは課税してなかった土地が地積調査の結果、課税をされるようになっております。これは非常に町民の方からおしかりを受けたわけですが、そういう結果で各町村とも地積調査が終わっておるようには見受けられませんが、犬飼町ではそういう状況の中で住民意識をどういうふうになだめるかということは今皆さんで頭を痛めておるところでございます。15 年度の固定資産の評価額ですが、大体 30 パーセント約 830 万ほど多くっております。こういうふうな状況ですので何らかの方法が考えられるならありがたいとこのことでございます。それから納税方法ですが、口座振替でいいだろうと思うのでありますけども、この方法にならない人の納税方法ですね。この点も考えていただければありがたいと思います。

芦刈会長

今、犬飼町長さんから地積調査の関係の終わったところについての課税の考え方、それから納税の口座振替にならない人の取扱いということで意見が出ましたが、事務局の方から説明をさせていただきます。

事務局総務部会（佐保）

はい、専門部会幹事会で町長さんが言われたようなご意見が出ております。固定資産の取扱いについては地方税法にのっとって行うというのを大原則にやっぱり考えていこうと

ということで最終的な案はなっております。終わっている地域あるいは今実施している地域、やり方がすべて終わって課税するのか、あるいは一部先行してやるのかそういう事例もございますから、それについては今後事務局の調整の中で対応をする調整をするということになるかなと思います。不均一課税という部分が問題としては残るだろうと思いますけれども、その固定資産税については税法の通りにやっけていこうとそういうことでございます。それから口座振替の関係でございますが、これについて基本的に特送で行っていくと、納税組合制度そのものについて廃止の方向でまとめていくというような方針になっておりますから、そのような方向で事務にあたっていくということになります。以上です。

芦刈会長

今、事務局のほうからお答えをさせていただいたとおりでございます。

事務局総務部会（佐保）

本文については固定資産については税率あたりについては統一で 12.3 ということになっておりますので、ほぼこれでいくということになります。ただ、今言われた部分は特殊な、地積調査の部分ですから不均一課税の採用をするか、しないかという部分になるかなと思います。ここの部分については、ご協議をいただきたいと思っております。

芦刈会長

今犬飼町さんから質問が出た件については、これから調整をするということでございまして、この本文の修正には直接あたらないのではないかなというのが、今事務局の考え方でございますが、犬飼町長さん。よございませうか。

犬飼町長

はい。

納税につきましては支所のほうで受け入れをするというようなことはできないのかというようなことが意見が出ておりますが。

芦刈会長

はい、協議の中でそういう話が出ましたので報告をいたします。ということでとらえさせていただきます。その他ございませうか。はい、緒方町の委員長さん。

大塚委員（緒方町まちづくり委員長）

はい、緒方町のまちづくり委員会でございますが、このうちの 15 以外は承認をいたしております。この 15 の納税組合制度、納税組合助成金については合併時に廃止するということにつきましては、緒方町では佐伯市の例により納税組合報償金制度は法的な問題もあり、廃止の方向で検討すると、ただし自主納税システムは存続し納税報奨金に見合う運営費は支給する、が限度ではないかという意見が出ました。理由としましてはですね、徴収率が下がるのではないかと、それから報奨金が多額になるが、徴収率が下がってですね、徴収員の増加による人件費を考慮した場合どちらがいいか考えたほうが良からう。それから納税者のプライバシーを守る必要があるが、相互扶助の精神も大事ではなからうか。それから口座振替につきましてはプライバシーの保護の観点から時代の流れではあるが、高齢者の方々の不慣れな方法による、その不便だということを考えた場合はあんまり急激な変化がないほうがいんじゃないかなからうか、特に過疎の地域はお年寄りが多いから、納税に行くのも大変というそういう事情もあります。以上です。

芦刈会長

はい、今そういう新市まちづくり委員会での意見ということで、こちらからお尋ねをしたいのですが、本文のどこをどういうふうに修正、どういう内容で修正ということになるんでしょう。

大塚委員（緒方町まちづくり委員長）

この納税組合制度、納税組合助成金について合併時に廃止するということについて協議をしたかどうかということがあります。

芦刈会長

の納税組合制度、納税組合助成金について合併時に廃止をするということについてのこれを協議をしていただきたいということ。はい、事務局からちょっと。

事務局総務部会（佐保）

それではただいまの質問にお答えしておきたいと思います。全国的な合併先進地の事例を見ますとこの納税組合制度、ほとんど合併までに廃止をしている、その方向に向かっているとその方向性はそのとおりでございます。この納税組合制度については法的な問題とか、今委員が言いました、プライバシーの保護の観点からあるいは高齢者の観点とか徴収率の問題とかいった部分も問題としては残っていくと思います。5町2村のなかで三重町が周知期間を経て、もう15年年度から廃止をしていると、こういう実態もあるわけで不均衡が生じると思います。これが佐伯の例についてもございますが、これも先方に問い合わせをいたしました。今納税金制度そのものについては廃止ということで共通理解ができておりますけども、その組合の存続については実は構成町村の中に納税組合がある町村は山のほうにある、海のほうにはそういった制度は無いというふうなことで、確認してるということです。納税貯蓄法の、法の精神もありますからこの運営費にかかる補助、こういった部分が適法な財政の執行であろうと理解をしていると、そして今ちょうど協議が終わってこれから事務局が調整に入っていますけれども、そういった合法的な形でこの問題については調整していただきたい。こういうことでうかがっています。以上でございます。

芦刈会長

はい、その他の方ご意見はございませんか。

浅野委員（朝地町議会議長）

ちょっとお聞きしていいですか。

芦刈会長

はい、どうぞ。

浅野委員（朝地町議会議長）

あの事務局にお尋ねしたいわけですが、徴収率ですが、今緒方の方式であるといいわけですね、各町村の比較してみるといいわけですね。未払い率が非常に少ないと、徴収率が100%とか99%となっており、他の町村と比較すると高いわけですね。だからそれを廃止してあまりある部分があるのかどうかをお聞きしたいと思います。

事務局総務部会（佐保）

はい、お答えをしたいと思いますが、確かに徴収率は先進事例あるいは三重町さんのお話を伺っただけでも少しは下がっていく、その揺らがない事実であろうというふうに

思います。あとは課税してもらって税を徴収するという制度充実をしていくということになるのかなというふうに思います。あくまで先ほど申し上げましたけども合法的な形で納税組合の運営がされればいいというふうに思いますけども、ただ現状はこの趣旨に合っていないというのがいわゆる 15 ページ先般差し上げた資料に 16 ページに出ています裁判の中でそういう判断がされたということで、またそれらの部分を合併協議の中ではそれぞれの合併町村が大事にしていると、ということになります。まあ確かに委員が言われたような問題が残ると思います。

芦刈会長

三重町のことを申しますと平成 13 年に、今申し上げましたように小田原市で判例としてこの納税組合制度については違法であるという判例が出まして、やはり自治体としましては違法なことについてはいかなるものか 2 カ年かけて廃止をしたということでございます。

はい、今の事務局のことで何かご質問等ございますか。ございましたら、はい。

浅野委員（朝地町議会議長）

法的なものはクリアしていきたいと思います。ただ今例の徴収率の私どものほうも大変苦労しております。やっぱり景気がよければそういう問題は無いんですが、やっぱりそういう景気が悪くなると問題が出てきますので、その辺を勘案していい処置を考えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

芦刈会長

はい、その他意見はございませんか。はい、緒方町さん以外意見は？ はい、どうぞ。

衛藤委員（清川村まちづくり委員長）

清川村でもずいぶん議論しましたが、やっぱり徴収率が下がるとかですね、こういう話が出ました、しかし清川村でも住宅団地をつくってよそから入ってる人などたくさんいますが、そういう方はプライバシーのことを強く主張するわけです。従ってわれわれのまちづくり委員会の議論としてはいろいろ出ましたけれども、これはやっぱり 5 町 2 村がひとつになって近代的な新しい自治体をつくろうというわけだからこれはやはり適応しないものは、やめたほうがいいし、新しい制度に移行することに力を注ぐことが正しいだろうと、そういう議論になりました。いくつも超えなきゃならないハードルが出てくると思いますけれども、全く新しく燃え上がるような自治体を作ろうとするならば適合でしかも新しい自治体に似合うような、らしいような制度を作ることが進んでやるほうがいいんじゃないかこういう議論でございました。

芦刈会長

はい、ありがとうございます。その他この事務局のほうから説明をいたしました取扱いについての本文を修正をするというような言葉を新市まちづくり委員会等で、ところがございますら、ご意見をいただきたいと思います。

委員

ありません。

芦刈会長

はい、緒方町さんを除いては本文に原案どおりということでありますので、ちょっとここで 45 分まで休憩を取りまして、緒方町さん今このようなご意見でございますが、今この本文自体修正をしなくてもどうでしょうかということでご議論をいただきたいと思います

が。じゃあよろしく願います。ちょうど1時間たちましたので、45分まで休憩をいたします。

(休憩)

芦刈会長

はい、それでは協議を再開いたします。それでは緒方町さんのほうから協議見解についてご報告願います。

大塚委員(緒方町まちづくり委員長)

今相談をいたしました、急激な変化で多少徴収率が下がる可能性があるなということですが、やはり時代のすう勢というか、プライバシーの保護等考えた場合、他の町村の方々のご意見に従っていこうということに決定いたしました。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。確認でございますが、地方税の取扱いについては原案どおりということでは理解をしておりますか。はい、それでは地方税の取扱いについては原案どおりということでは賛成の方の挙手をお願いします。はい、挙手満場でございます。決定をさせていただきます。ありがとうございました。

それでは続きまして、協議第12号一般職の職員の身分の取扱いについて事務局のほうから説明をお願いします。

赤嶺事務局長

はい、協議第12号一般職の職員の身分の取扱いについて資料は前の資料の2ページになります。

一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に調整し、統一する。職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から新市の基準を調整し、統一を図る。級別標準職務分類表については、合併時に新市の基準を調整し、統一する。なお、現職員については、現給を保障し、合併時速やかに給料の格差是正を行うものとする。以上でございます。

芦刈会長

はい、ただいま事務局のほうから説明を申し上げましたが、何か質問ご意見等ございましたらお受けしたいと思っております。はい、犬飼町さん。

山村委員(犬飼町長)

すべて結構ですが、さらに合併後速やかに給料の格差是正を行うという件で年度を決めてやったらどうかという意見が私どものほうでは出ています。

芦刈会長

はい、合併後速やかにということの字句の修正といえますか、そのことが必要という意味でございますでしょうか。

山村委員(犬飼町長)

速やかにというのは抽象的だとだから何年度以内ということにしたらどうかという意見

が出ております。今日はこれでいいですけど、審議会の方で審議をして早急に何年以内にこれを決定するというふうにしてもらえばありがたいのではないかと思います。

芦刈会長

はい、意見としてこの本文については修正はいらないということでございます。その他意見は？ はい、三重町。

生野委員（三重町議会議長）

の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。職員数については、「新市において」を三重町といたしましては字句の修正で「合併前において定員の適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする」というふうに、この「新市において」ではなく「合併前において」と修正をお願いします。どうしてかと申しますと、今680名を越す職員の皆さん方がおりますが、この特例で職員がすべて身分保障されております。住民100人に1人の職員430名が適性であろうかと思われるのでありますが、そういうことを皆さんが周知していただいてやはり厳しい中で自分たちは職員としておられるということを認識していただかなければならないし、相当の財政の負担もかかるということを考えた場合、「合併前において」という文言を入れたほうがいいんじゃないかと思います。よろしくをお願いします。

芦刈会長

はい、ただいま三重町の方から新市に移って定員適正化計画を策定するという今の原案でございますけど、これを合併前までに定員適正化計画を策定する、というふうにしてほしいという文言の修正の意見であります。このことにつきまして一番重要なことは事務局におきましてこの対応ができるかどうかということになりますが、このことについて事務局から意見がございましたら。

倉原事務局次長

事務局次長倉原であります。今お尋ねの件でございますが、この「の提案趣旨が前段」を受け継ぎましていわゆる職員が市の職員になります。新しい市の職員としてまあ新しい市が市の職員に対して新しい市の適正化計画を立てるそういう趣旨であります。

実際の作業といたしましては当然のことながらこの合併協定項目を終わりました後に合併準備のための組織を立ち上げることとなります。その中で新しい市の組織、定員等が決まります。今の人間に対してですね、それをベースに最終的に何百人かわかりませんが、430人まあそれになるかは別にしまして、そういう人間に向かって、構成に向かって、毎年毎年こう進めていくと新しい市に向けて、当然、市職労ができると思います。市職労と協議もしながら新しい市の定員適正化計画を作りますよという意味もありますので、新市が出来上がってから作るということで、それまで何もしないという意味ではありません。文言の趣旨としては、新市の適性化計画を作るということですので、当然の事ながら新市が誕生して適性化計画としては出来上がります。合併準備前としてはこのものとは別に合併準備前の作業としまして、合併準備室、仮称ですがその中で職員の配置定員等当然の事ながらやっていくということでもあります。以上でございます。

芦刈会長

はい、どうぞ。

生野委員（三重町議会議長）

その新市の適正化でございますけども、合併する前にやはりそういう配置はできるんで

しょう、計画は。

倉原事務局次長

よろしいですか、補足を。当然新市が出来た瞬間に職員がそれぞれ組織につくことをしてないといけませんので、そういう作業は仮称ですが合併準備組織の中で当然やっていきます。最終的な職員の構成というのを念頭におきまして作業していきます。それはそれで進めていきますが、職員の適正化計画につきましては新市が誕生しないと当然、市職労、新しい市の職員労働組合等々と協議がいりますので、そのものは新しい市で行いますよという趣旨でありますので、ただいま生野委員の方から出ました作業は合併準備前の作業として必要な事項であろうと考えております。以上でございます。

生野委員（三重町議会議長）

合併前にそれだけの準備をしなければならないということはわかります。準備室等で計画を立てるわけですから、合併前という文言を入れたって支障がありますか。

倉原事務局次長

支障というか、この新市の定員適正化計画を誰と結ぶかという話になろうと思いますが、その受け皿となる新市の組織がまだ無い、職員組合、市職労も無いという状況の中では定員適正化計画という形ではできないのではないかとこのように考えております。ですから今生野委員が今言われたような作業は当然のことながら合併前の作業としては出てきません。そういう準備をしておいて新市で適正化計画という形で取りまとめたい、そういう趣旨でございます。以上です。

芦刈会長

適正化計画はそれまでに出来上がるということですが、計画自体は。

倉原事務局次長

雛形は当然出来上がっていないと新市が出来た段階で適正化計画という形になりませんので、今言われたとおり作業は合併前に当然始めております。ただ定員適正化計画としては有効かどうか、合併前につくった新市の定員適正化計画として、5町2村で作りましたよという形が適当かどうかという話になろうかと思うのですが、ただ、生野委員さんが言われていることは合併前の作業としては当然やりますので、ただ新市において出来た瞬間適正化計画として作りたいのですよという話であります。

芦刈会長

はい、三重町を除いてこの身分の取扱いについて文言の修正等のご意見がございますか。

衛藤委員（清川村新市まちづくり委員長）

はい、修正ではありませんけども、この特例法に関する法律第9条というには現有の職員は原則として新しい自治体に引き継ぎますよという条項でしょ。そうでしょ、はっきりしてください。合併時の旧町村の職員は法律第9条では引き継ぎますよという内容でしょ、9条というのは。

倉原事務局次長

そのとおりであります。

衛藤委員（清川村新市まちづくり委員長）

だからその後ですね、具体的にいうと総務課長なら総務課長職が7名あるわけでしょ。これ1名になるわけですね、まあ微調整ができるか知りませんが、そういうことは当然新しい市が出来ましたら機構というのが出来上がるでしょ。そういうすすめをするということですね。そのように私は受け止めております。従って当然収入役さんは7人から1人になるわけでしょ。そういうふうに受け止めていいわけでしょ。それですすめてください。

芦刈会長

はい、その他町村でこのことについてご意見はございませんでしょうか。

委員

異議なし。

芦刈会長

はい、それではちょっと休憩を取らせていただいて、このことについて、他の方のご意見については原案どおりということで、ご意見としてとらえてよろしいですか。

委員

はい。

芦刈会長

ちょっと休憩を取って協議をいただきたいと思います。5分間くらい。

(休憩)

芦刈会長

はい、協議を再開いたします。休憩中に協議をした結果について三重町からご報告お願いいたします。

生野委員（三重町議会議長）

先ほど合併前においてと言っておりましたけども、職員数については合併前において定員適正化指針を作成し、合併後定員管理の適正化に務めるものとするという表現の方がよろしいんじゃないかと協議したことを申し上げます。

芦刈会長

はい今、三重町の議長から報告を申し上げましたが、これはあの修正案につきましてはいかがでしょうかということをおわかりいたしたいと思いますが、ただいま事務局のほうで先ほどの報告についての意見、考え方を申し述べさせていただきましたが、そのことを元に三重町としての修正案ですが、もう一度お願いします。

生野委員（三重町議会議長）

職員数については合併前において定員適正化指針を作成し、合併後定員管理の適正化に務めるものという修正でございます。

芦刈会長

はい、今、再度報告がございましたが合併前において定員適正化指針ということでごい

ますが、これはまあ先ほど申し上げたが事務局の考え方を入れましてのことですが、いかがでしょうか。はい、事務局。

赤嶺事務局長

はい、事務局のほうから先ほど「合併前において」の「おいて」は削除したほうがよろしいかなという気がするんですが、合併前に定員適正化計画を作成し、合併前に定員適正化指針を決定し、文章としてですが、文言として。

衛藤委員（清川村新市まちづくり委員長）

何回も同じことをお聞きして申し訳ありませんが、あの新市が発足するときに誰がどこに職につくかということは合併後としても、組織機構図としてはスタートするときには出来上がっていないとならんわけでしょ。それが出来てないで、新市がスタートするわけいかんでしょ。ですから今三重町さんの説明はそれと何か違うんですがねえ。

芦刈会長

はい。

衛藤委員（清川村新市まちづくり委員長）

いいですか、私の言うことがわかっていますか、新市がスタートするとき組織機構図というのが出来るでしょ、そうすると数が決まるわけでしょ、新市がスタートするときには。だから、ここに書いてある原文の新市においてというけれども、新市がスタートするときスタートしてから何課長と何かにわかるよう、何係長とか、新市がスタートしてから作るんですか。ちょっとお答えください。

芦刈会長

事務局のほうこの文言の修正と先ほどの考え方の整合性等を含めまして今、清川の江藤委員長さんから申されましたことをあわせて説明してください。事務局のほうから説明します。

倉原事務局次長

事務局のほうから説明します。まず衛藤委員からご質問ありました件、まず当然のことながら新市が出来たときには今の670人ですか、その職員をすべて引き継いだ形での新しい市の組織・機構というのは出来上がっています。それは別の協定項目としてまたお諮りいたします。それは出来上がります。今議題になっております定員適正化のところでございますが、先ほど三重町生野委員からお話ありましたように今700名ぐらいおります。当然、新市になって例えば福祉事務所とか新しいセクションも必要でありますけども、それが出てきた場合に職員数のそういう状況はあります。それをどういうふうに適正配置していくか将来にわたっての計画を今、定員適正化計画ということで位置付けております。今、衛藤委員に言われたことについては、別の協定項目の中で出来上がります。当然、出来上がります。ただしこれは職員700名を抱えた組織で出来上がります。それがスタートです。それから将来に向かっての委員の適正化というものを随時やっていく必要があります。それを今の元の文言としては新市で適正化計画を作りますという提案を申し上げたのですが、三重町生野委員さんの意見として合併までに指針というのを策定して、それから合併後適正化に引き続き努めるという案でどうだろうかというご提案だというふうに理解しております。ですからやる作業としてはあまり変わらないということですね。

芦刈会長

はい、この修正案につきましては、三重町から出されておりますがいかがですか。

浅野委員（朝地町議会議長）

今、話を伺って内容的に同じならあえて修正する必要があるのかなという感じがいたしておりました。生野議員さんが言われたこともよくわかるのですよ。これから増えちゃいかんという趣旨であろうと思うんですが、それは今ここにうたっているのはそういうことをいっているのではなく、引き継いだ人間の後、適正化を新市の後やりますということですから、この文言でいいのではないかと私は思います。いかがでしょうか。

芦刈会長

はい、今、朝地の議長さんから出されましたが、生野議長さんはいかがでしょう。

生野委員（三重町議会議長）

文言が違ってもすることは同じでというふうに聞いたんですけど、やはりこういうことは詳しく入れておかんとですね、なかなかいろいろな面においてやはりああそうだったかという勘違い的なことも多々あるようでございますので、入れておいたほうがいいんじゃないかということで、いろいろいいますと言うのはあたりがよくないかもしれませんが、そういうことでご理解いただきたいと思います。

芦刈会長

今、生野議長さんから、より詳しくという意味の表現の修正ということでございますが、いかがですか。

佐伯委員（大野町長）

新市において定めるといふ条項は他にたくさんあるのですが、それらについては準備を合併前にそれぞれやっておくのでしょ。そうすると新市において定めるとなっている協定項目がずいぶん出てくるのですが、その前にすべてこの文言を入れなきゃならないのかということになる気がしませんか。

芦刈会長

じゃあちょっとここでまた休憩をしたいと思います。

（休憩）

芦刈会長

はい、それでは協議を再開します。休憩中に協議をいただきました三重町の方から意見をいただきたいと思います。

生野委員（三重町議会議長）

はい、たびたび休憩させて申し訳ないことでございますけど、合併前において合併準備室におそらくなろうと思っておりますけど、その中でしっかりと全員の適正化計画は計画され、指針されれば、三重町はもう原案に賛成いたしますので。

芦刈会長

はい、それでは事務局のほうでその辺の考え方をお願いします。

赤嶺事務局長

はい、合併前までの作業といたしまして、当然三重町さんの主張される作業はいたします。でありますので先ほども三重町さんの言ったのをそのまま三重町さんの言ったものと思われま。そういうことあります。

芦刈会長

はい、今事務局の考え方の答えで三重町としてはこの原案どおりでございますか。はい、それでは「一般職の職員の身分の取扱い」について、この原案どおりということで賛成の方の挙手をお願いします。はい、挙手満場でございます。ご決定をいただきましてありがとうございます。以上で協議全6項目を終わります。

続きまして提案事項に入りますが、1項目ずつ提案を事務局お願いします。まず協議第9号「町名字名の取扱い」について。

事務局企画部会（江藤）

こんにちは。企画専門部会担当の江藤でございます。これから私のほうから提案させていただきたいと思ひます。A3の資料、資料3、その1ページからご覧になっていただきたいと思ひます。今日配りました資料でございます。「町名字名の取扱い」につきまして再提案という形でございまして、右上隅に協定項目第19号の2というふうに書いてありますが、今回1ページ2ページです。これにつきまして、改めて再提案ということで3ページ目以降に19号の1と3ページから9ページまでございまして、前回提案したものでございまして。よろしくお願ひしたいと思ひます。

では前回の再開ということで3ページを開いていただきたいと思ひますが、市町村区域内の町または字の区域の設定でございますが、地方自治法第260条によりまして決められております。そして字もしくは字の区域の名称の変更を区域も含めまして名称が当該市町村議会の議決を要するということでございまして、前回提案はその一番下の黒い4つ目の四角を見ていただきたいと思ひますけれど、廃置分合及び境界変更の際、字の区域及び名称を変更しないで旧町村の字の区域及び名称とする場合には本条の手続きを要しない、とこれは昭和30年に出された通達でございますけれども、従いまして今回字名が地番の重複がなければ字名を変更することにならないから法的手続きは必要ございませんと前回提案してまいりました。その内容が続きまして4ページで、三重町から犬飼町まで大字名を列記させていただいております。昭和の合併の際に大字で分離をしましてところがいくつかございまして。矢印で引っ張っておりますが、その部分が分離をしておりますけれど、地番の重複がございません。従いまして、これにつきましては、法的手続きは必要ないというふうな前回説明してまいりました。

6ページを開いていただきたいと思ひますけれども、では具体的な検討はどうなるかということで、ケース1からケース4まで、具体的にはこうした選択肢がございましてよということでご説明を申し上げます。ただしケース1につきましては、ちょうど四角で囲んでおります朝地と犬飼町の例でございますけれども、何々市、町を省略したわけでは

市朝地朝地とこれは役場の準表の表示でございますけれども、そして犬飼が犬飼犬飼というふうな表示でありますから、このケース1についてはまず好ましくないだろうとケース2からケース4を具体的に選択していただきたいというふうなことで、提案を申し上げたところでございまして。それでは、再提案の部分で1ページをご覧いただきたいと思ひますけれども、今回、県の市町村振興局より指導がございまして2点ほど改定案のことがございまして。その1点目が字の定義の変更でございます。先ほど大字の字句を抜くというようなことについては、地方自治法第260条字名の変更にあたらぬというふうにご説明申し上げたけれども、四角の黒にしておりますけれど、その6行目のなお、ということから、大字を単に と変更するなど、大字や小字を表示しないこととする場合であっても、大字

が固有名詞と考えられるので本状の手続きが必要となりますよ。ということでございます。まあ具体的な例を言わせていただきますと、ここの大原総合体育館は三重町の大字百枝という地名でございますけど、この百枝というのは、大字名を変更しない限りには第260条の変更にあたらないというふうに前回提案してまいりましたが、大字百枝というのが大字名でセットですよ。という文字をとった場合でもそれは変更にあたるという見解でございます。従って職務執行者による専決処分が必要でありますし、その後、直近の議会で承認が必要という。まず1点目が再提案するひとつの趣旨。2点目が住居表示の設定のルールと言うことでございますが、の黒丸のふたつ目を見ていただきたいと思います。例の、日田市中津江村栃野1番地の1というふうな表記ができるのであります。しかし、その次の次の該当しない例というところに目を移してもらいたいと思いますけども、日田市中津江村大字栃野1番地の1、これはだめですよ。ということでございまして、どういう意味かと申しますと、中津江村栃野というのがひとつの大字名になりますよ。ということでございます。元来、市の下には町か大字名しか使いません。従いまして村名である中津江村は使えないということですが、中津江村栃野というのを大字名といたしましようという。ようなことでございます。

これにつきましては、皆さんご存知のようにワールドカップで中津江村はカメルーンでかなり全国的に有名になりました。中津江村をぜひ残したいというふうなことでこうしたことになります。従いまして日田市中津江村栃野という表記は一応できるわけですけど、それは日田市中津江村栃野というのが正式でありまして、日田市中津江村大字栃野ではありませんよということでありまして、少し面倒くさいようでありますけど、表記としては中津江村栃野ということが出来ますということでございます。そういうことを受けまして次の2ページをご覧いただきたいと思いますが、そういう表記が出来るケース5としまして清川村と千歳村がということですので 市清川村砂田・ 市千歳村新殿という表記が出来ますよということでありまして、これは再度くり返しますけども正式に言えば

市大字清川村砂田、 市大字千歳村新殿というのが、本来の正式な表現でありますし、ただ今回の大野郡5町2村の合併協議会では大字の字句を抜くということでありまして、そうした表記になるというふうなことでございます。こうしたことでございまして、大変すみません、また1ページに戻っていただきたいというふうに思いますが、幹事会の再提案といたしまして右の一番下の欄でございますが、 町名及び字の区域については現行のとおりとする。住所の表記は、大字の字句を削除することとし新市の名称に続く町名大字名については合併前に統一を図る。3番目は番地の枝番と枝番の間の「の」は表記しないこととする。ということでございます。

では先ほどお話しましたケース2で今回加わったケース5でそれぞれの町村で選択すると、統一をして選択をするということが具体的な今後議題になってくると思います。以上、再提案申し上げます。

芦刈会長

はい、ただいま提案をいたしました協議第9号町名字名の取扱いについて説明申し上げましたが、何かご質問はございましたらお受けをしたいと思います。よろしいですか。はい、ありがとうございました。

続きまして協議第13号財産の取扱いについて事務局のほうからご説明をいたします。事務局よろしく。

事務局総務部会（佐保）

はい、総務部会担当の佐保と申します。それでは私のほうから協議第13号財産の取扱いについてご説明を申し上げます。資料につきましては今使いましたA4の資料2の2ページを開いていただきたいと思っております。大きい資料の3は10ページから財産の取扱いについ

て触れております。まず大きい資料3の部分の24ページをお開きいただきたいと思いません。24ページにこの財産の取扱いについての基本方針を示しております。協定項目では6項目の中の5番目が大切な協議の要項だと考えております。一番上に書いてありますが、合併が行われた場合においては、財産処分を必要とするときは協議していくと。これは当然のことではありますが、この場合原則とすればそれぞれ合併市町村が所有していた財産、土地、建物、債権、債務、これはすべて新しい合併市町村が引き継ぐこととし、公の施設についても合併市町村の公の施設として設置することが原則案ということになります。その下の部分ですが、当然財産処分については合併の申請に必要な処分になりますから、議会の議決がいたるところでも記憶していただきたいと思いません。

それから左のほう中ほどになりますが、財産の取扱いで正の財産、負の財産ということに分けられようと思いません。正の財産についてはそれぞれ土地建物債権債務の部分であります。通例では新たな市町村に引き継ぐのが通例であるということを書いてありますが、合併市町村の中に特別な事情、引き継ぐのが適当でない特別な事情というのがある場合によって、地方自治法294条に基づく財産区を設置することも可能であると書いています。それにつきましては、大野郡の場合は例がございません。ここについては昭和の大合併の際、山林の取扱いについてこんなことが起こったので目を通していただきたいと思いません。

それから負の財産でございますけれども、2の方で触れておりますが、ここにきましてはご案内のように市町村財政が非常にひっ迫化をいたしております。その際、負債の処理が合併協議のポイントということになります。ただここでは、市町村の負債だけでなく広域連合や一部事務組合、さらには公営企業、大野郡にはございませんが公営競技あるいは三公社あたり、こういった部分もあわせて第三セクター、外郭団体の負債もあわせて考えていかなければならないということを書いております。それからこの下のほうでありますけれども負債の処理、合併の前ですが、負債の処理を行って新しい市の方に財産を引き継ぐというようなケースも考えられると言う人もおりますけれども、現在の中ではそれに向けては基金の調達あたりをあげて減少させていくという、そういう逆の側面も出てくるとこういうことを書いてあります。

続いて管理方法については議決の部分について触れております。さらに財産の管理及び処分について右の方で触れております。それから右の下の方に先進地の事例を記載しておりますが、この中でひとつポイントになるのが基金の持ち寄りについて目標額を設定しているというような先進事例があさぎり町でございます。右下のほうの中ほどアンダーラインを引いていますが、共通の基金額については合併後の推定標準財政規模の20%を確保するとこういうふうなこともあさぎり町では取り決めて確認をされた、県内の話で、佐伯市、日田市日田郡の合併協議会について右の下に載せておりますけれども、この辺の部分は具体的な数値が話されたのですけれども、結論が出ていないというふうなことで、残された期間、新市の財政運営を展望し適正な財政執行を進めるという文面、基金活用については必要最小限に努め、保有額の確保に努めるというふうな結んでいる例があります。こういったことを前提に10ページにおかえりいただきたいと思いません。10ページではそれぞれ財産の区分ごとに整理をいたしております。特に、ここの基本的に新市に引き継ぐということでふれておりますが、特に4番の基金の部分についてこれまでの総務専門部会を2回開催しました。幹事会を経て上がってきたわけですが、その辺の持ち寄り額の具体的な数値を定めたほうがいいのではないかというご意見もいくつか出た経過がございます、報告をしておきたいと思いません。ただ合併を直前に控えて地方交付税の減額あたりがあった中で、特定の目的基金を除きたいいわゆる財調基金、ここを軸として持ち寄り額を設定した場合はなかなかこの1年間でつめないという状況も団体によっては報告をされてところでございます。従って幹事会まで上がってきた議論の中では、その数値について具体的な数値は確認ができなかったということをお報告いたしておきます。以上を踏まえて調整の具体的な内容、いわゆる専門部会幹事会案につきましては右の上のほうに四角で囲んでありますが、5

町2村の所有する財産、公の施設及び債務はすべて新市に引き継ぐ、なお合併までの残された期間、新市の財政運営を展望し適正な財政執行に努めるとともに基金の活用については最小限にとどめ必要な保有額の確保に努めるという文言で提案をしております。

次11ページについては、前のページで山林について触れておりませんから、山林まで別に協定の調整具体的な内容ということで触れております。大野郡5町2村の所有する山林についてはすべて新市に引き継ぐ。なお、関係町村が締結している分収林契約についても、新市に引き継ぐものとする。ということで触れております。

あと資料12ページにつきましては、それぞれ町村の土地建物の具体的な数値でございます。これにつきましては13年度の決算書によるということで若干古い分になりますけど、14年度の分については先ほどの年末議会で認定されたケースもありますから、13年度の分を掲載させていただいております。13ページをお開きいただきたいと思います。13ページは山林、物件、有価証券、出資による権利ということで一覧表にしております。14ページについては物品、特に車両関係それからその他の備品について50万円以上を基本に調査をいたしております。各町村から出されたものかということでご理解をいただきたいのでございます。それから大きい3で債権という部分もあります。15ページに先ほどお話をしました基金の状況、これはまあ14年度の決算の数値でございます。これをまとめましたものが17ページのほうに記載をいたしております。大野郡5町2村の全体の普通会計の合計は80億7,900万というふうな数字でございます。さらに特別会計を別途表示しておりますけど、15億7,900万ということで96億5,800万の基金があるということで報告をしておきます。

それから、その逆で18ページ、地方債の状況ということで普通会計、特別会計の総括表をつけております。詳細については19ページのほうに、それぞれ構成町村の起債ごとに種類ごとに載せております。普通会計では5町2村合計で324億3,900万の地方債の残高があると特別会計についても、79億7,800万あると。合計で404億1,700万ほどあるということでご認識をいただきたいと思います。

それで20ページにつきましては先ほど冒頭説明の中でふれました大野広域連合と一部事務組合の東部消防組合と竹田広域消防組合関係の14年度の決算を載せております。大野広域連合のほうにつきましては、14年度からこれから合併後に払っていく残高ということでこの表の右の隅の下から2段目でございますが、少し太書きにしておりますが、58億4,161万4,344円ということで、これから払っていかないということになります。それからあと21ページからは表立った負債とは別に債務負担行為ということで、どこも議会の予算にあげて、これは当然払っていきなきゃならない部分で、負担行為として負担の一部として載せております。申し上げましたように総括して1と10ページ11ページの文言をA4のほうに同じように触れております。以上、ご提案をします。

芦刈会長

はい、ただいま協議第13号財産の取扱いについて、説明を申し上げましたが質問がありましたらお受けしたいと思います。何かございますか。よろしいですか。はい、どうぞ。

阿南委員（千歳村長）

今、最後のほうに最小限にとどめる、まあ基金の活用について必要な保有額の確保に努める、これはきわめて抽象的な文言ではなかろうかというふうに思います。それである程度はやっぱり金額を決めて持ち寄らんと合併して、すぐまた債権団体へ落ちうる。ふうなことになるかと思うんですが。

芦刈会長

はい、今、千歳の村長さんからそういうご意見がございましたが、このことにつままし

ではそのような意見・考え方を踏まえまして、それぞれの町村でまたこの項目につきましては新市まちづくり委員会で合併問題特別委員会の中でご議論をいただいて、次回の協議会の中で出していただけたらありがたいというふうに思っております。そういう千歳の村長さんからご意見が出たということをそれぞれの町村で受け止めていただきたいというふうに思っております。

その他ございませんでしょうか。はい、意見がないようでございますので、続きまして協議第 14 号特別職の身分取扱いについて事務局のほうからご説明をお願いします。

事務局総務部会（佐保）

はい、引き続き説明をさせていただきます。特別職の身分の取扱いについて 25 ページから入ります。26 ページをお開きいただきたいと思います。この部分についての基本的な方針ということで考え方をお伝えしております。新設合併の場合は当然市町村の法人格が消滅をいたします。特別職の職員は法律で特例が定められているもの以外の人はその身分を失うと新しい市で選挙をされてということになります。左の上のほうに記載をしております。市長については合併から 50 日以内に選挙が行われるわけですが、それまでの間については市長の職務代理者を置くということになっております。この任務については暫定的な最小限度の職務ということで、職員の任命であるとか条例規則の成形であるとか暫定予算の執行などそういういわゆる最小限度の職務ということで制度になっております。

それから先ほど言いました法律で特別にしなければならない、設置しなければならない委員さんを左の上カッコで囲んでおりますけれども、教育委員会の最初の委員、それから議会において選出されるまでの間の選挙管理委員さん、それから農業委員会の委員、これは在任特例を使ったらということになります。固定資産の評価委員さんについては必ず置かなくてはならないということになります。法的な部分について地方公務員法が自治法ということでつけておりますが、特徴的な部分だけ申し上げておきたいと思っております。26 ページの左の中ほどに人事委員会または公平委員会の設置ということを書いておりますが、これについては人口 15 万人未満の市町村においては、条例で公平委員会を置くものとする。あるいはまた人事委員会を置くものとするという文言も書いています。

それから、26 ページの上のほうでありますけど、助役さんの位置付けを書いておりますけど、助役については新しい市長が選挙をされ、かつ議会が正式に発足してから議会の同意を得て選任することが適当であるということになっております。逆に収入役の場合でありますけど、これは制度発足と同時に市長職務執行者が収入役の職務代理者を選任することが必要となるということを書いております。それから 27 ページをお開きいただきたいと思います。27 ページの左上のほうに監査委員さんのことを書いております。第 195 条ということですが、その米印のところに監査委員さん公平委員会の委員さんには特別選任の手続きはなく、新市長さんの就任を待って選任することが適当であるということも触れておきたいと思っております。その同じページの下のほうでありますけど地方自治法の施行令部分で先ほど新市発足と同時に置かなければならない委員さんを申し上げましたが、その辺の部分について触れております。施行令の第 4 条の方で暫定的選挙管理委員会の委員さんということになりますけれども、この決め方については従前地域に属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者または選挙管理委員さんの互選で決めるということになっております。それから右のほうに 27 ページ右の四角の（）であります。教育委員の部分ですけど、この部分についても前に前のそれぞれの旧町村で選任を受けておりました。それぞれの委員さんが互選で決めるということになっております。その任期については、新市が設置されて、それぞれ議会が召集されるわけですが、その末日までとそのときに限ってということになります。27 ページ右下になります。固定資産の評価委員さんのことを書いてありますが、これも同様の解釈でございます。あと資料的なものについては 28 ページに先進事例を載せております。それから 29 ページ以降につきましては、それぞれ役職名、特

別職の報酬を掲載いたしております。本合併協議会については新市施行型ということになりますから現在の市のページも載せております。それから 30 ページに今申し上げました委員さん以外に議会の承認をいただいて、審議会あるいは補助機関というのを設置する場合というのが出ています。その中で両者執行の上で法的なものあるいは政策的なものでそういうものを置かなければなりません、その一覧表をずっと 31 ページまでつけております。それぞれ町村ごとにこういうふうな委員会あるいは審議会、協会があるということで目を通していただきたいというふうに思います。

それから 32 ページはその他の特別職の報酬ということで区長さん駐在員さん以下そこに記載をいたしておりますが、それぞれ町村ごとの委託表を添付いたしております。以上の分について 25 ページの総括表に戻っていただきたいというふうに思います。ご提案をする文言についてですけれども、A 4 の 3 ページもあわせて御参照いただきたいと思いますが、特別職の職員（市議会議員、農業委員会委員は除く）についてはその設置、人数、任期、報酬について法令等の定めるところに従い、次のように調整する。

市長、助役、収入役及び教育長の任期等については法令の定めるところによる。報酬の額は現行の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに合併までに調整する。教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、固定資産の評価委員会の委員及び監査委員の人数、任期については法令の定めるところによる。報酬の額は現行の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに合併までに調整する。それから公平委員会について先ほどちょっと触れましたが、これについては新市において設置するか他の団体に事務委託するか合併までに調整する。としております。これについては今町村については大分県のほうに事務委託をいたしております。市についてはそれぞれ独自に公平委員会を持っておりますが、結果的に町と村で合併する協議会は後 2 つございますし、その両方の選択ができるというふうになってますから、そういったことも合併までに調整するという文言でございます。審議会、委員会等の付属機関については、5 町 2 村すべてに設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものについては原則として統合する。1 町村ないし複数町村に設置されているものは合併後すみやかに調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度のもと調整する。その他の特別職については、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額等をもとに調整し合併時に設置する。この 4 点でまとめております。申し上げましたように議会議員の部分の定数方針は別の項目にあがっておりましたが、ここで別途協議、農業委員会についても同様ということでご提案をしたいというふうに思います。以上でございます。

芦刈会長

はい、協議第 14 号特別職の身分取扱いについて説明を申し上げましたが、質問等がございましたらお受けをしたいと思いますが、よろございますか。はい、ありがとうございました。

それでは続きまして、協議第 15 号の条例規則等の取扱いについて事務局の説明をお願いします。

事務局総務部会（佐保）

続きまして、条例規則等の取扱いでございます。資料 3 の 33 ページ 34 ページの部分で触れていきたいと思っております。34 ページをお開きいただきたいと思っております。先ほど法人格が消滅すれば特別職は失職するという話が出ていましたが、条例規則も同じように失効することになります。そしたらやはり新市で制定されるということになります。この部分についてはこれだけが独立先行されるものではないので、全国的な先進事例の中ではまず方針を先に決めておいて、そして具体的な協議会でそれぞれの事務事業の協議が行われますが、その結果に基づいて制定、改定作業を順次合併までに行っていくということに

なります。それでは区分については合併期日からすぐに施行しなければならないもの、それから合併後逐次制定し施行させるもの、そして旧町村で残す必要があるような特別な必要があるような部分がある場合はその地域に限って施行することができるというような例外規定もございます。根拠法令については専決処分ということで、やはり先ほど職務執行者が合併の時点では置くというふうに申し上げましたが、その部分が専決処分の法的な根拠となります。それからこういう状況を踏まえまして、その具体的な方針についてですが、33ページに掲載をさせていただきました。またこの部分を読み上げていきたいと思えます。

大野郡5町2村合併に関する条例規則等の整備方針、案ということで大野郡5町2村による新設合併が行われる場合それぞれ合併町村が合併によって消滅すると。そして当然今申し上げました条例規則を失効することにはあるので、新市において次の方針で決めていくということですが、大きな1として5町2村が同じ条例規則は原則として現行のとおりとすると。そして類似、相違しているもの及び1町村または複数町村に制定されているものについては速やかに統一を図ることとし、事務事業に支障のないよう適切な処置を講ずるものとする。それから3で合併協議会において確認した事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。なお、施行方法による区分は以下のとおりとする。ということで、先ほど申し上げた部分で整理をいたしております。参考までに申し上げておきますが、平成11年4月1日に合併した兵庫県篠山市は条例の212項目、規則の202項目の専決処分を行ったという事例がございますので、ご参考までに報告をいたしておきます。それで提案の文言につきましては、A4の4ページのほう参照いただきたいと思います。

芦刈会長

協議第15号条例規則等の取扱いについて説明を申し上げましたが質問等がございましたらお受けをしたいと思います。はい、ありがとうございます。それでは続きまして、協議第16号の事務組織及び機構の取扱いについて事務局の説明をお願いします。

事務局総務部会（佐保）

はい、事務組織及び機構の取扱いについてであります。これにつきましては資料の3の35ページから入ってからになります。42ページをお開きいただきたいと思います。基本的な整備方針の考え方を書いてございます。新しい市町村の事務処理組織及び機構の設置は新しい市町村のいわゆる市長の職務執行者が行うこととなると、先ほど職員の取扱いのところでご議論がありましたように、そのときにはすでに出来ていないとならないということで、準備室の方でその素案について固めていくということができます。

当然それに伴う条例規則というのを作らなければならないということでもあります。考え方として全国的な事例の中ではやっぱりこの合併準備室の中で時間をかけて行うとありますから、まず合併協議で新しい市の事務組織機構について、整備方針を定めておいて、それぞれの専門部会あたりで業務内容明確にして具体的な組織なり機構について検討していくというのが多いようですということでもいわれています。そこで新市の事務所の位置の部分で5年間は総合支所方式というふうなことでご確認をいただきましたので、その中身についてそれぞれどういうふうな形でしていくのか、それからそれを行っていくということになります。そこでそういったことを念頭におきながら次に38ページをお開きいただきたいと思います。44ページに新市における事務組織及び機構編成フローチャートというのを示しております。新しい事務所の位置ということでその方式について決定がなされました。事務機構及び組織の取扱いの部分でこの行政組織をどうするか、その方針を確認していただきたいと思います。そうして具体的な事務組織編成に着手していくということになります。そして編成案を幹事会に提案をし、町村長連絡会に提案をし、そ

して協議会に報告をしていき、それぞれ了解、決定というふうなことが必要でございます。そして職員の配置案の作成それからそれを町村長連絡会に提案をして決定をいただくと。そして職員への内示異動の準備と平成 17 年 3 月 31 日には辞令の交付、職員異動というふうなこういった流れになるということでご認識をいただきたいと思います。従ってこの協定項目については今の段階でこういうふうになりますよ、というのがありませんから方針を提案していくというふうなことになります。A 4 の資料の 5 ページにその文言について触れております。読まれてご提案をしたいというふうに思います。

新市における組織及び機構の編成方針は次のとおりとする。ただし、新市においては常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。カッコとしまして新市行政組織、機構整備方針案ということで総括方針を最初にもってきております。新市における行政組織、機構は次により整備するものとする。新市における行政組織、機構については合併の趣旨を踏まえ、合併の効果を最大限に生かすためにできる限り組織、機構の統合一元化を進める必要がある。このために合併時における行政組織、機構については次の事項を基本として整備するものとする。新市移行後も住民サービスの低下をきたさないように十分配慮した組織、機構。市民が利用しやすく市民の声を適性に反映することができる組織、機構。新市建設計画を円滑に遂行できる組織、機構。指揮命令系統がわかりやすく責任の所在が明確な組織、機構。地方分権に柔軟に対応できる組織、機構。新たな行政課題に速やかに対応できる組織、機構。ということで総括方針を定めております。

続きまして、個別方針ということで、合併協定項目第 4 号新市の事務所の位置についての決定事項を踏まえ、さっきも見ていただきましたけれど、7 町村の庁舎を有効活用した事務組織及び機構とする。なお具体的な事務組織、機構の編成については合併準備室で行う。としています。それからもう一点その他の付属機関の取扱いについてですけれども、これは A 3 の資料 3 の 36 ページから 41 ページまでつけております。それぞれこういう付属機関があるということでご認識いただきたいと思いますが、それぞれ全部ある町村、あるいは 1 町村 2 町村というふうなものもあります。そのことをカッコ 2 で触れております。その他の付属機関については 7 町村とも設置をされているものについては原則として統合する、1 町村のみに設置されているものについては、法令に基づくものや地域の特殊事情等を考慮し合併までに調整する。複数町村に設置されているものについては、新市において速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度を元に、調整する。という文言で付属機関についてはご提案をしたいと思います。以上、行政組織及び機構の取扱いについて方針ということでご提案をいたします。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。ただいま協議第 16 号の事務組織及び機構の取扱いについて説明を申し上げましたが、中身について質問等がございましたらお受けをしたいと思いますが、よろしいですか。はい、ありがとうございました。

それでは続きまして、協議第 17 号の一部事務組合等の取扱いについて、その 1 について事務局の説明をお願いします。

事務局総務部会（佐保）

一部事務組合等の取扱いについては A 3 の資料の 52 ページから 59 ページまでで触れております。今回そのうちご提案をしていくのが 52 ページの 1 番から 5 番までであります。

あと 6 番、東部消防組合、あるいは竹田消防組合、大野広域連合の関係これについては次回以降提案をさせていただきたいと思います。

そこで 1 組の協定が協議の進め方について 58 ページのほうに記載をいたしております。これにつきまして少し提案をさせていただきたいと思いますが、58 ページでございます。

一部事務組合広域連合につきましては構成団体の当然法人格がなくなるとかですね。変動が生じるということでそれぞれ規約の改正が必要になるということであります。そしてその取扱いについてそれぞれ協議をしていくとこういうことでもあります。

この規約の改正については、議会に受け継がれるということもあわせて申し上げたいというふうに思います。具体的な事例として構成市町村が同一で構成市町村の間で合併する場合、ということこれについては、もうそのまま財産は引き継がれるということになります。その他構成外の市町村と合併をする場合ということで、今回大野広域連合、あるいは消防組合でこういった事例が起こるわけですけれども、新しく合併をした場合、当然法人格がなくなると、そうすると消防組合は脱退の手続きが必要になるということになります。ただここでその後どういふふうにするかという問題が残りますが、これについてもう新しいとこでやるということであれば元の組合、団体だけで済むということになります。引き続き前の構成市町村と同じように一組を組んで行うということになれば、改めてそのための手続きが必要になるということでもあります。これが2番目の考え方です。さらに合併を契機として組合等の再編、統合を行うことが考えられます。これは消防あたりで考えますと広域消防あたりの考え方ということになります。さらに大分県下市町村全部でつくっているような1組というのがございまして、こういった分についてのその取扱いについては財産処分あたりについて協議が必要だということになります。ここが基本的な区わけをする考え方ということで、ご認識をいただきたいというふうに思います。あと当面についてはそれぞれ都道府県知事の許可がいる、あるいはそれぞれの関係市町村の決済がいるとか、あるいは法務大臣または都道府県知事にまで出していかなきゃならない、そういう法的な手続きについて書いています。そこでもう一度52ページにおかえりをいただきたいとします。

まず、最初に大分県の町村職員退職手当組合のことを触れております。これにつきましては関係町村の常勤の職員に対する関連手当だと事務を行っているわけで、このことを54ページのほうにつけております。それぞれ構成団体が54ページの下の方に記載をいたしております。当然、合併によって法人格がなくなるわけですから、この取扱いについては合併の日の前日をもって当該組合から脱退すると。そして新市において合併の日に新たに加入する。ということの文言で、申し訳ありません、53ページでございました。53ページが手当組合の表が出ています。退手組合の場合は、町村は構成団体に含めてないと言っていますけれども、市はそれぞれ独自で退手組合を持っています。ですから市を含む町村で合併を調整しているところについてはどうするかという話が残るわけですが、参考までにつけておりますけれども、一応、新市において新たに退手組合をつくるということで、それぞれそういった市を含む町村が入ってそういう形の働きかけをして新たな退手組合をつくるということでそういうことも聞いております。

それから次、大分県消防補償組合というのがありますが、これについても54ページのほうにつけております。それぞれ消防組織法や水防法、災害対策基本法そういったものに規定をされている損害補償であるとか、あるいは損失金、団員の帳簿外に関する損失金の支給とかそういった事務を行っているものでございます。構成あたりについては54ページ下のほうに作っております。これについても文言とすれば、先ほどのタイプと同じで、合併の日の前日をもって当該組合から脱退すると、そして新市において合併の日に新たに加入する。ということにいたしております。これについても市は独自でもっているということになります。

次に大分県町村交通災害共済組合これについてはどこも1日1円ということで360円でそれぞれ交通災害が起こった場合にその共済で共済金を計算する事務を行っているところでもあります。これも文言についてもただいま申し上げましたものと同様です。

それから56ページでありますけれども、市町村会館管理組合でありますけれども、これはもう大分の県庁の前に市町村会館というのがございまして、職員の研修あるいは福利厚

生でできている建物でございます。その管理及び処理ということを構成町村で行っているというであります。調整の具体的な内容の文言は同様でございます。続いて 57 ページの方に公平委員会がございますけども、これについては先ほど特別職の取扱いの中でも少し、事務組織のところで触れさせていただきましたけれども、町村については昭和 41 年から町村会ですべて大分県のほうに委託をしているという経過があります。中身については町村職員の勤務労働条件についての職請求あるいは不利益処分の不服申し立て、あるいは職員団体の登録に関することこういった事務を行っているわけであります。ここの部分については公平委員会については新市において設置するか他の団体に事務委託するか 2 つの選択肢がございますけども、それは状況を見ながら合併までに調整するという文言でご提案をしております。以上 5 点にわたって、A 4 の 6 ページに同じことを記載をいたしております。以上、一部事務組合その 1 の取扱いについてですけどもご提案を申し上げます。

芦刈会長

はい、ただいま協議第 17 号の一部事務組合等の取扱いについて、その 1 のご説明を申し上げましたが、質問がございましたらお受けをしたいと思います。よろしいですか。はい、ありがとうございます。ここで提案事項が半分 6 項目終わりました。4 時 35 分まで休憩をいたします。

(休憩)

芦刈会長

はい、提案事項について、協議第 18 号国民健康保険事業の取扱いについて事務局のほうから説明をいたします。事務局、説明。

事務局民生部会（関谷）

はい、ここからは、私、民生部会の関谷のほうからご説明させていただきます。小さいほう資料 2 につきましては 7 ページになります。大きい A 3 の資料につきましては 60 ページからになります。国民健康保険事業の取扱いについてということであり。資料については全般概要を語っております。小項目 1 が納税義務者特に差異がございません。2 番税率これがひとつのポイントとなるかと思いますが、全体に国保に関しましては税率、納付、基金こちら 3 点が主に先進事例といたしましても重要なところでございます。2 番の税率につきまして 62 ページをお開きください。まず、最初に留意事項のほうを述べさせていただきます。62 ページの最初の部分であります。

国民健康保険は、市町村が保険者になり運営しているが賦課方式、保険料率、納期等が各市町村によって異なり、一元化を図る必要がある。この場合住民の負担と受けている給付内容について新市において市町村の住民間で不均衡が生じないように、かつ急激な負担の変化がないようにその経理内容の実情把握を行い、制度の効率化と円滑な統一に向けて十分に調整することが求められる。そして合併町村が税方式を採用した場合には合併特例法第 10 条の規定による不均一課税を取ることができるとこういうこともあります。

一方、合併時には負担が軽い基準に合わせたものの、全国的な医療費の給付の増加、診療報酬の改定等の理由により、全国的な流れに合わせて合併後に引き上げざるを得なかった事例がある。このようなケースは今後とも増加することが考えられるため、住民に対して合併に伴う引き上げでないことを十分に説明する必要があるということが留意事項であります。

関連しまして 65 ページをお開きください。65 ページの左側にあります応能、応益原則についてということで国保の保険税ですね、税においては応能原則と応益原則が取り入れられており、この 2 つの原則を組み合わせて配分することが必要となるということであ

ります。この配分方式は四方式、三方式、二方式という3つの段階があるということであり、それは税を決める前にこの方式を決めるということであり、それは60ページにおかえりいただいて、現在、税率は当然のごとく違ってございます。それをどういたしますかという話でございます。今言ったように統一する、または不均一課税にすると等々議論ございました。その話の中で専門部会と幹事会で協議をした中では税率については新市において統一していくことが妥当ではなかろうかという話がきております。続いては3番課税限度額について、これ差異はございません。4番、保険税の減税です。こちら60ページには7割減税です。続きまして、61ページのほうに5割減税2割減税となっております。が、その中身について差異はございません。その税額で額が変わってくるということでございます。5番の納期こちらそれぞれございまして、本算定月というのがございます。こちら6月7月8月と3つのパターンがあります。で納期に付きましては6期から12期までと書いています。それは当然統一していくことになるということになります。6番給付内容これは、差異はございません。高額療養費、助産費、こちら差異はございません。葬祭費については清川村が一応1万円ということで、あとの町村は同じという現況であります。で、7番の基金、こちらは70ページをご覧ください。その下に基金の保有額等と記載したものがございまして、基金の保有額については、過去3年間の保険給付費(老人保健拠出金及び介護納付金を含む)の平均額の5パーセント以上に相当する額を積み立てるよう、厚生労働省の保険者の予算編成にかかる通知により示されているところである。ということがまずポイントであります。その2行下、しかしながら、相当の基金(保険給付費等の平均年額の25パーセント以上がひとつの目安)を有しており、安定した財政運営を維持している保険者において2行ほど下です。基金を取り崩すことについては、一般的に当該保険者の国保財産に著しい影響を及ぼす可能性は小さいものと考えられる。という考え方でございます。上の表をご覧ください。一番上の段が平成15年度末財政調整基金の保有予定額ということをご各町村に聞きました数字です。その下、保険給付費の3年間の平均をとるとこの表の1となります。その下、保険給付の3年間の平均、こちらの5パーセント相当額は各町村保有していると、10パーセント相当額保有していると、25パーセントになると以上のような形になります。5パーセント25パーセントの合計とそのような形になる、ちなみに全体の平均は載っていませんが、21パーセントほどになるということをご補足しておきます。すいません、61ページにお戻りください。8番高額療養費貸付こちら差異はございません。健康保険証の交付は4月交付と10月交付に分かれております。10番国民健康保険運営協議会こちらの現状は今こうなっております。その現状を踏まえまして具体的な調整内容といたしまして、税率については、新市において統一する。ただし、具体的な税率は合併直前の医療費の動向及び急激な負担増の緩和を考慮して調整する。また、標準基礎課税総額の算定方式については、現行の四方式とする。軽減制度については現行のとおりとする。(均等割、世帯割の7割、5割、2割)納期については新市において10期を基本に統一する。ただし本算定実施時期については、7月とする。こちら補足しておきます。回数があまり減りませんと納税者の方に負担がいくであろうということがまずひとつ、6期から12期まで今ございまして、10期を基本に一番いい方法で調整しましょうというようなことでございます。本算定実施時期については、7月とする。6月の税の確定を受けまして、条例改正を6月の議会を受けまして7月とするのが妥当じゃなかろうかという話になりましてこういう文言になっています。保険給付事業については現行のとおりとする。葬祭費については新市において統一する。財政調整基金については新市に3ヶ年間の保険給付費(老人保健拠出金及び介護納付金を含む)の平均額の5パーセント以上持ち寄ることとする。ただし、現存する基金については、保有に努めることとする。この主旨は専門部会幹事会の中ではすべて持ち寄りましょうということが主であります。

その中で5パーセント以上という数値をとりあえず提案はさせていただきます

が、このころはまあ新市合併まであまり期間はないのですが、急な病気等々考えられることもありますので、5パーセント、25パーセントどちらかをとるかという考えでは5パーセントにいたしましょうということで提案になっています。

高額療養貸付については現行のとおりとする。保険証の交付月については合併時に統一する。国民健康保険運営協議会については新市において新たに設置する。以上、国民健康保険事業の取扱いについて提案いたします。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。協議第18号国民健康保険事業の取扱いについて、ただいま説明を申し上げましたが、ご質問がありましたら受けたいと思いますが、よろこびますか。はい、ありがとうございました。

続きまして、協議第19号介護保険事業の取扱いについて事務局説明をお願いします。

事務局民生部会（関谷）

続きまして、私のほうから説明させていただきます。資料は73ページからとなります。A3の資料73ページです。介護保険事業の取扱いといたしまして、資料では、現状の数値、項目介護保険税法に沿ったもの、各町村が介護保険事業計画によるものを掲載しております。介護保険事業の取扱いにつきましては、介護保険事業計画というものがございまして、その取扱いをどうするかということがポイントになるかと思っております。その介護保険事業計画が平成17年度まで続くというふうな中身であります。81ページをご覧ください。81ページの右側市町村と介護保険事業計画という簡単なものであります。その2番、下のほうで介護保険事業計画、さらに下の黒丸のところ、3年ごとに5年を1期として策定いたします。介護保険事業計画は5年を1期として策定、3年ごとに見直しが行われます。その3年間の計画が市町村での保険料算定の基礎となります。ということでありまして、これが平成15年、今年交付事業年度が3年間の1年目が始まっているというところでございます。

74ページにおかえりください。すいません、73ページです。今申しましたことで、小項目の2番、介護保険条例の中に保険料がうたわれております。それが今の現状であります。次のポイントといたしまして、74ページの11番、保険料の減免というのがあります。低所得者に対する減免ということで今現在三重町さんと大野町さんのほうで、行われているということで12番介護認定審査会、こちら広域連合の方で認定審査を行っている、業務を行っているわけですが、今現在はご承知のとおり野津町さんも行っているということであります。その他につきましては主に差異はございません。納期については後ほどご説明してまいります。これは実際国保税と一緒にするので差異はございます。

今までのことを踏まえまして、調整の具体的内容でございます。第1号被保険者の保険料については、新市において定める。ただし、第2期介護保険事業計画期間の保険料は、従前のとおりとする。3年間の保険料が、3年間の給付を見込まれて含まれておりますので、その事業計画がそのまま妥当であろうという主旨であります。普通徴収の納期につきましては、国保税の納期と同一とする。介護保険事業計画については、新市において新たに策定するものとする。ただし、第2期介護保険事業計画期間については旧町村の計画を調整し運用する。介護認定審査会の設置及び運営は、合併時において新たに統一する。以上が介護保険事業の取扱いのご提案であります。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。協議第19号介護保険事業の取扱いについてただいま説明を申し上げましたが、ご質問がありましたら受けたいと思いますが、よろこびますか。はい、ありがとうございました。続きまして、協議第20号衛生事業の取扱いについて事務

局説明をお願いします。

事務局民生部会（関谷）

はい、衛生事業の取扱いについてです。資料は82ページからとなります。小項目1番、し尿処理ということでございます。広域連合事業ということであります。別紙資料ということで83、84ページがそうです。まず83ページが概要でありまして、84ページに年度別のし尿処理推移というのを載せております。その事務組織については大項目10事務事業等の取扱いについて、ご協議を願うということでありまして、こちらのほうは、し尿処理を取扱いたいと思います。そこにおきましては現在各町村広域連合で差異はないということでございます。墓地等の経営許可等でございます。これも法律基準にのっとってやっているということでありまして差異はございません。葬祭場については85ページに条例を載せておりますが、後でご覧ください。葬祭場に関しては3つの形態がございます。三重町、野津町、清川村、千歳村、犬飼町でこちらが協定書に基づき効果的な利用を図るということで三重町さんにて運営管理が行われている葬祭場の部分。緒方町さん、朝地町さんが竹田直入広域連合で管理及び執行を委託している部分。大野町火葬場で行われている部分。の3つがございます。最初の三重町さんの例によりまして現在、野津町さんのほうが入っていると。緒方町、朝地町につきましては竹田直入広域連合、こちらのほうへの管理及び執行をしていると。大野町さんにいたしましては独自でしているということ等がありますので、今現在、一応この時点でのはっきりした提案はなかなか難しきであろうということを受けまして、この中身も今後詰めていくべきであるという話になっています。4番狂犬病予防に関する業務についてこちらにも主に狂犬病の犬の登録、そして予防注射、こちらが主な仕事となりまして、捕獲器の貸付制度については、すべてについてありますということでもあります。それらを含みまして、調整の具体的内容としまして幹事会案、こちらがし尿処理については基本的に現行のとおりとする。墓地等の経営許可等については現行のとおりとする。葬祭場については合併時まで調整し、新市において効率的な運営を図る。狂犬病予防に関する業務については現行のとおりとする。専門部会案と幹事会案で違うところは、一番し尿処理については基本的に、入っているところでございます。こちらを協定の具体的内容といたしまして提案いたします。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。協議第20号衛生事業の取扱いについてただいま説明を申し上げましたが、ご質問がありましたら受けたいと思いますが、よろしいですか。はい、ありがとうございました。続きまして、協議第21号環境対策事業の取扱いについて事務局説明をお願いします。

事務局民生部会（関谷）

はい、続きまして、協議第21号「環境対策事業の取扱いについて」でございますが、86ページをお開きください。小項目 1といたしまして協議会及び委員会が載っております。こちら先ほど事務組織の取扱い及び特別職の身分の取扱いについてのほうでも上げられておりますので、こちらは除いていくということでご確認をお願いします。2番のゴミの分別収集についてこちらはまた広域連合事業になります。資料といたしましては、88ページから91ページまで載っておりますが、これにおいてもゴミの分別収集ということに関しては各町村差異はないということでございます。それ以降でございます3番ゴミの収集に関する制度を載せております。それ以降のページまであるのですが、また環境対策事業多種多様におよんでおります。そこで、ポイントとなるところをあげさせて説明したいと思います。4番その他の環境制度にいたしましては各取り組みがございますが、ISOの取得というのがございまして、こちらが、三重町さんと朝地町さんが取得があるということ

であります。その下にコンポスターというのを載せておりますが、三重町さんの方で給付事業として1基2,500円で給付が行われている。大野町さんで設置の補助ということで補助事業行われています。先ほどの衛生のところで言い忘れたことですが、補助金と交付金また手数料等は別の大項目がございますので、そちらのほうで別の話をするということになっておりますので、省いている部分、補助金等はそういうことになります。ただこのコンポスターはこの2つの給付事業補助事業ということで、バラバラになりますとわかりにくいということでここに追加しております。次の87ページの5番水質監視でございますが、こちらに水質検査がのっております。清川村さんのほうで県の委託事業といたしまして旧尾平鉦山、旧豊栄鉦山の鉦毒処理の監視現在4カ所で毎月されているというのをあげております。以下条例等計画等を掲載している。このようなことを含めまして調整の具体的な内容であります。 、ゴミの分別、収集については基本的に現行のとおりとする。 、環境対策の各種制度等については新たなものとして合併時まで調整する。ただし調整できないものについては、新市において調整する。こちら先ほどの衛生関係と同じように、 に関してはゴミの分別、収集については基本的に現行のとおりとする。という文言が追加をされております。以上、環境対策事業の取扱いについて提案いたします。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。協議第21号環境対策事業の取扱いについてただいま説明を申し上げましたが、ご質問がありましたら受けたいと思いますが、よろございますか。はい、ありがとうございました。

続きまして、協議第22号社会福祉協議会の取扱いについて事務局説明をお願いします。

事務局民生部会（内田）

民生専門部会を担当しております内田といたします。私のほうから協議第22号社会福祉協議会の取扱いについて、その1を提案させていただきます。資料につきましては92ページから94ページまでとなっております。社会福祉協議会につきましては、今回基本方針の提案と具体的な調整内容の提案の2回にわけております。資料の94ページをお開きください。左上のほうなんですが、社会福祉法の第109条ということで市町村が合併する場合その区域内にあるそれぞれの法人格をもつ社会福祉協議会も一つにならなければいけないということで、ここに社会福祉協議会の合併の必要性が定められております。右側の第52条をご覧ください。その社会福祉協議会の合併に向けた事務作業ですけれど、その事務作業につきましては各社会福祉法人によって選任したものが共同して行わなければならないということで、社会福祉協議会も別に新たな合併準備事務局といったものを設置して、その中で社会福祉協議会の合併に向けた準備をしなければならないというふうになっております。資料の92ページのほうをお開きください。具体的な調整内容としまして、左側に小項目として1の事務所の位置、諸規定、役員等以下9番の各種募金等まで大野郡内の現況ということで載せております。これらの具体的な調整作業を先ほど申しましたように先ほどの合併事務局が主体となって今後やっていくということで、ただし行政と結びつきの深い補助金の関係でありますとか負担金、あるいは委託関係、事業の委託関係等につきましては法定協議会の事務局と連携をとりながらその調整を今後進めていくということで、調整の具体的な内容といたしまして、今回社会福祉協議会についてはそれぞれの事情を尊重しながら、合併時に統合に向けて調整に努めることを提案させていただきます。以上で説明を終わります。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。協議第22号社会福祉協議会の取扱いについてただいま説明を申し上げましたが、ご質問がありましたら受けたいと思いますが、よろございますか。

はい、ありがとうございました。

続きまして、協議第 23 号学校教育事業の取扱いについて事務局説明をお願いします。

事務局文教部会（衛藤）

はい、専門部会の江藤です。座って説明させていただきます。今回は学校教育事業の取扱いその 1 について提案させていただきます。まず通学区域については、95 ページから 96 ページにかけて各町村の条例に基づいて小学校中学校の通学区域について掲載しておりますが、中でも清川村については平成 16 年 4 月より現、北小学校に 3 校統合する。通学区域は全村対象となるということになっています。また大野町についても小学校の統合計画があるようです。97 ページをお開きください。97 ページについては参考資料として小学校の児童数の推移を掲載しております。小学校については 15 年と 21 年を比較した場合、合計で今現在の小学校の人数より 346 人減、16 パーセントの減となるようです。次のページ 98 ページをお開きください。

98 ページは中学校の生徒数の推移については、関係町村の生徒数の合計が 15 年から 21 年を比較すると 68 人の減と約 1 パーセントの減となるようです。99 ページをお開きください。99 ページには参考資料として、参考法令の学校教育法施行令及び先進事例を掲載しております。中ほどに留意事項として合併協議会の運営の手引きより引用しておりますが、通学区域については、合併後、旧市域に設定されていた通学区域を新市全体で検討した際に不合理が生じるため、新たな通学区域に再編するのが適当である。なお新たな通学区域を設定するには、学区審議会等で、児童、生徒学校規模、通学距離等を考慮した十分な論議を経るべきである。とあります。下に先進事例が書いてありますが、大部分の合併の場合は通学区域については現行のとおりとする、また、新市において通学区域の検討を行うところが多いようです。95 ページに戻ってください。従ってこういう観点から通学区域の変更にはまず、地域の声やこれまでの慣習等を考慮すること。第 2 点目として少子化に伴う統廃合が考えられる地域があること、合併まで時間がないこと等を考慮して専門部会や幹事会で次のようにまとめております。当分の間、現行どおりとする。ただし新市において、通学区域の検討を行う。ということで通学区域では提案をしたいと思います。

次に 100 ページをお開きください。ここでは学校給食について各施設の概要、学校給食費、米飯給食の概要と会計について記載しております。施設の概要ですが三重町犬飼町については、近年調理場を建設されておりますが、除く 5 町村については昭和 40 年代、50 年代の建設だったり、現在建て替え計画もあるようです。学校給食費についてもそれぞれ、差があり、徴収月もそれぞれ異なるところがあるようでございます。それで、101 ページをお開きください。ここでは学校給食の現況調査表として給食総数、給食費の単価、職員数、会計、形態等について掲載しております。102 ページをお開きください。ここでは参考資料として、根拠法令、学校給食法、先進事例を載せておりますが、学校給食法の取扱いについては、学校給食法の第一条にありますように、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資することや、第 5 条、国及び地方公共団体は学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めることなどを元に先進事例を参考にしながら、調整案を検討しました。100 ページをお開きください。従って学校給食の調整の具体的な内容としては、まず調理場の建設についてですが、三重町と犬飼町を除く 5 町村の調理場は建設年度も古く老朽化が著しいことから今後、配送、人員の配置、対象児童、生徒数等の要件等を考慮しながら調理場の統合も視野に入れていく必要があります。従って調理場の建設の調整案として調理場の建設については著しく老朽化している調理場もあり、統合等も考慮しながら早急に検討する。ということで専門部会、幹事会ともに今回の協議会に提案したいと思います。次に献立と給食の調整については当初専門部会では公平の原則から双方合併時まで統一できるように調整するというのでまとまっていたのですが、先般の幹事会の中で献立については地元の食材を活用した特色のある献立を作成していることから統一は難しいという意

見もありました。従って献立と給食の調整については合併時までには調整するという内容に修正し提案をしたいと思います。最後に給食費の統一ですが、会計については合計しますと約1億5,000万の給食費を取扱うことが予想されます。そういうことから私会計では管理することが困難と思われ、従って会計については公会計を基本に調整するという内容で提案したいと思います。以上、学校教育事業の取扱いとして、通学区域、学校給食について文教部会からの提案を終わります。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。協議第23号学校教育事業の取扱いについての取扱いについてその1、ただいまご説明を申し上げましたが、ご質問等がありましたらお受けしたいと思いますが、よろしいですか。はい、ありがとうございました。ただいま12項目の提案を申し上げましたが、このことにつきましては平成16年1月15日の次回協議会で協議確認をいたしますのでどうぞよろしくお願ひします。それでは先ほど継続協議の中で協議第6号新市の事務所の位置について一部修正の上ご決定をいただきましたが、このことにつきまして事務局のほうから少し説明を申し上げます。

赤嶺事務局長

口頭だけでありましたので具体的に文章として今お配りをいたしております。そのことをご確認いただきたいと思ひます。2つの案を出しておりますが、新市の事務所の位置について江藤のほうよりご確認の説明をさせていただきたいと思ひます。なお別紙をお配りしています。重要な論点と思われる部分を別紙でこんなことがありますよということを文章で確認をしたいというふうに思ひますので、ご確認をよろしくお願ひします。最初に新市の事務所の位置についてのご説明をさせていただきたいと思ひます。

事務局企画部会（江藤）

はい、では私のほうからご説明をさせていただきたいと思ひます。今、ホチキスで留めました2枚紙をお配りいたしました。新市の事務所の位置について、まず一番上が朝地の町長さんが提案された分ではほとんど同意をしていただいた分ではありますが、その中の3行目をご覧いただきたいと思ひますけども、朝地町長さんから暫定的な本庁方式を改良し、から以下にその後も住民サービスの維持向上を目指すため支所機能の充実に努めるというふうな提案でございますけど、この主語というか文章的に申しますと新市の事務所の位置についてということでございますので、後ろの支所機能の部分につきましては次のページのほうで整理させていただいたほうがいいではないかというふうに考えましたので、内容的には全く同じだろうというふうに考えておりますけども、ご確認いただきたいというふうに思ひます。2枚目事務局修正分というのでございますけど、を挿入させていただきまして、支所については当面総合支所方式とし、本庁完成後も住民サービスの維持向上の観点からその機能の充実に努めるというふうなことで、につきまして先ほど言いましたように新市の事務所については暫定的な本庁方式を採用するというところで区切っているということですので、その点につきましてよろしいかどうかご確認いただきたいと思ひます。以上でございます。

芦刈会長

はい、朝地の町長さんいかがでしょうか。

羽田野委員（朝地町長）

はい、大変結構。そう言ったほうがはっきり区分けしていますから、支所の所を出してもらっていますから、大変いい修正案だと思ひます。

芦刈会長

朝地町長さんからそういうご意見でございますが、関係町村の委員の皆様方、この修正案でよろしゅうございますか。はい、この事務局修正分ということで決定をさせていただきました。ありがとうございました。それでは別紙。

赤嶺事務局長

別紙をお配りしています。出された文言どおりではありませんが、論点としてはこういうふうなことでございます。まず、議員の定数及び任期の取扱いに関する協議会についてということで、各町村、まちづくり委員会の報告として朝地町さんからまちづくり委員会の意見として議会議員については定数特例を採用し小選挙区制であってほしいそのことに対しまして、緒方町、犬飼町、千歳村さんそれぞれ同様の意見であると、三重町さんから基本的には同様の意見であるが在任特例を適用しないでほしいという意見であります。報告であります。まとめとしまして、小委員会については委員の構成を議長及び新市まちづくり委員長とし合計 14 名で構成する。次に協議第 12 号一般職の職員の身分の取扱いにつきまして、三重町の議員から合併前において定員の適正化計画を策定するにしよう、これは論点ということでご確認いただきたいのですが、これの修正意見が出されました。この修正意見について協議しましたが、合併前作業としての定員適正化指針の策定については原案の文言に含まれていますという事務局の説明により三重町にもご了解いただき、原案のとおり決定となりました。ということであります。以上であります。

芦刈会長

はい、このような報告事項でよろしゅうございますか。はい、ありがとうございました。それではその他に移らせていただきます。大野郡 5 町 2 村の財政状況について事務局お願いします。

赤嶺事務局長

はい、財務状況についてお配りしておりますが、時間の関係上詳しい説明が次回に回させていただきますと思います。このことについて要点のみ倉原よりちょっとご説明いたします。

倉原事務局次長

今、事務局長が申しましたように、内容につきましては次回、年明けの協議会で、ご説明させていただきたいと思っております。それまでにご一読いただけますと幸いです。ただ留意点を事務局のほうから 2 点お伝え申し上げます。まず 1 点、今お配りしています資料は各町村が合併せずに単独でいったときの資料ということをもまずご認識いただきたいと思います。ということは、つまり合併に伴うスケールメリットや各種の財政支援措置は当然ながらその中に入っておりません。そういうのが 1 点目でございます。

2 点目は、今お渡ししている資料、これは実際に各町村がそういう財政運用をするという計画ではございません。あらかじめ県のほうで設定した条件があります。あらかじめ設定された条件でそれぞれの町村が計画している事業を行った場合に財政がどうなるかというのを試算した資料であります。

従って、今お配りしている資料につきましては、これから行財政改革に取り組むための基礎資料という位置付けでございます。協議会の事務局といたしましてはそういった資料を基にしながらできるだけ早期に合併した新しい市の財政計画を取りまとめ皆様にお諮りしたいというふうに考えております。以上であります。

芦刈会長

はい、財政状況につきましては、後日詳細な説明をするということで要点のみの説明が今ございましたが、このことにつきまして何か質問ございますでしょうか、よろしいですか。はい、ありがとうございました。

続きまして、の今後のスケジュールについて事務局説明をお願いします。

赤嶺事務局長

6ページをお開きいただきたいと思います。次回以降の合併協議会の日程をここに記載をさせていただいております。本日12月25日でございますが、次回第7回であります、1月15日午後1時半から清川村の中央公民館ということで計画しております。1月から各町村持ち回りということで、協議会の開催をしたいと思います。なお協議項目の内容によりまして時間がですね、午前中から行わなければならない状況も生まれるかも知れません。その辺のご了解をお願いしたいと思います。本日もすでに5時20分を経過しておりまして今後の推移によりましては午前中から開催をさせていただきたいというふうに考えておりますので、このことにつきまして時間につきましては改めて時間等を文章で改めて申し上げたいと思います。

続きまして7ページ8ページをご覧いただきたいと思いますが、7ページであります。協定項目が協議会にかけるスケジュールということですがこれはあくまで単純に割り振った場合、3月までに2週間に1回のペースで割り振った場合にこういうスケジュールになりますよということでありまして、これは機械的に割り振った場合でありまして、すでにこのスケジュールがこのとおりになりえていないと。それで本日も7ページであります、協定項目の7番四角で囲っていますが、7番15番16番17番につきましては本日の提案ができない、そういうことでございます。次回につきましても、今の事務局の状況で年末年始をはさみます関係で3項目くらいしか提案できない状況にあります。2週間に1度の協議会であります。その間に作業部会、専門部会、幹事会を行いまして各町村ではまちづくり委員会が行うというハードなスケジュールになっているというご認識をお願いしたいと、このとおりにいかないということをお願いしたいと思っております。できるだけ3月いっぱい提案を済ませたいと考えています。

続きまして9ページからであります4月までの日程をつけております。関係委員さんに関係してくることで明日26日小委員会を開催する予定になっております。これは新市の名称についての小委員会であります。10ページをお開きいただきたいと思っております。8日が幹事会でありまして9日の日今日ご決定をいただきました総務部会で議員定数につきましての小委員会を開催する予定であります。15日が第7回の協議会で23日が同じく議員定数に関する小委員会の予定であります。11ページ2月の4日でありまして同じく議員定数に関する小委員会を予定しております。この予定に従って事務局も進めていきたいというふうに考えておりますので、小委員会の皆様大変お忙しいかと思っておりますが、ご予約のほうよろしく申し上げます。なお、日程の変等がございましたら改めてご案内申し上げたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。スケジュールにつきましては以上です。

芦刈会長

はい、ただいま今後のスケジュールにつきまして、このことにつきまして何か質問ございますでしょうか、よろしゅうございますか。はい、ありがとうございました。委員の皆様方からその他について何かご意見ございますでしょうか、よろしゅうございますか。はい、ありがとうございました。本日は協定項目、協議項目といたしまして6項目重要な事項につきましてご決定をいただきました。誠にありがとうございました。心から御礼を申し上げます。また提案につきましては、11項目ご提案を申し上げましたが、先ほども申し

上げましたが、1月15日の協議会におきまして協議確認をいたしたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。議事進行につきまして皆様方のご協力をいただきましたことに対しまして心から感謝しまして議長の座をおろさせていただきます。ありがとうございました。

赤嶺事務局長

はい、ありがとうございました。それではちょっとお願いがあります。この後、町村長連絡会開催をいたしますので応接室にお集まりいただきたいと思っております。それでは最後になりましたが、閉会のあいさつを副課長の千歳村の高野議長さんよろしく申し上げます。

千歳村村議長

大変長時間協議ありがとうございました。第6回大野郡5町2村の合併協議会をこれで終了いたします。ありがとうございました。(17時35分)

議事録署名委員

犬飼町長

清川村新市まちづくり委員長

書 記